

議事日程(第3号)

平成30年12月7日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第1 ※補正予算審査特別委員会

議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出欠席委員氏名

応招委員 11名

出席委員 10名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	齋藤	弥志夫君

欠席委員 1名

11番 堀 満 弥 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長 時田博機君 副町長 本宮茂樹君
総務課長 池田与四也君 企画課長 堀修君
産業課長 佐藤廉造君 地域生活課長 畠中良一君
健康福祉課長 高橋務君 町民課長 中川三彦君
会計管理者 高橋晃弘君 教育長 那須栄一君
教育委員 佐藤啓之君 農業委員会会長 佐藤充君
教育課長 藤正喜君 代表監査委員 金野周悦君
選挙管理委員 長

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤光弥 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(菅原和幸君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時)

委員長(菅原和幸君) 12月5日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、堀満弥委員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) おはようございます。風が強くなってまいりました。やはりあしたから本格的に雪が降るということで、いよいよ来るべきものがやってきたという感じがしております。

それでは、本題に入ります。ページに沿ってお伺いいたします。一般会計の補正予算、事項別明細書9ページです。中ほどに総務費、総務管理費、電子計算費の中にシステム改修委託料等とあります。概要書を見ますと、その中に改元に係るシステム対応費用というのが含まれているというふうに記載しております。ただ、これだけだとこれ以上のことはわかりませんので、具体的に、改元に関するというのはわかるのですけれども、それ以上、何に関する、何についての改元に関するシステム改修なのか、まずお聞かせください。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

電子計算費、委託料455万2,000円、システム改修委託料等とございます。この中に3項目ございまして、その中の1つに改元に対応するシステム改修費を17万8,000円増額させていただきたいということでの計上でございます。内容につきましては、31年5月1日から元号改正が今から予定されているということで、それに備えるというものでございます。住基システムと番号制度システムで国とのネットワークシステムを対象に国からのソフトを年度内に適用をして備えるというものでありますが、具体的には住基ネットサーバーと中間サーバーコネクタのプログラム修正を行うと、これは全国一律でございます。それに係る経費ということになります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 改元ということは、もう日本国民、来年されるということは周知されていると思うのですけれども、いろんなシステム改修が必要になってくるのだと思います。遊佐町役場においてです。今回は、主にというか、住基システムに関する対応だというふうにお聞きしたのですが、これで全てなのかどうかということを確認したいと思います。さまざま大から小までであると思うのです。今回は、この件が1件上がっているわけですが、ひょっとしたら来年の春というか、当初予算にのる分もあるのかもしれませんが、そういうことも含めて全体的なボリュームは例えば件数あるいは金額で言うところのどのくらいなのか、わかる範囲でお願いします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) ご指摘のとおりでもありまして、今年度中実施するものはただいまお話ししたとおりでございます。来年度各自治体でそれぞれデータ作成をするための例えば基幹システム、遊佐町であればコーカス、そのものの改修を来年度に行うということで、当初予算に予定をされているということでもあります。それで、帳票等の修正を図っていくということになります。今年度は、まずその大もとといいますか、受け皿のシステムを改修し、そして各自治体というか、各端末のデータ作成に来年度のその実施に備えると、2段構えで連携をとっていくというものがまずシステム上の改修の仕方になります。

あと、例規上の見直しもしていきます。そもそも各例規においては、総体としてもう既に帳票に平成何年、来年5月1日以降であれば元号何々元年5月1日といったはき出しに最終的になるわけですが、例規上はその元

号を表記しない形で今全体の例規の仕組みになっております。もう既に大規模なそういう改正は行っております。ただ、まだ一部に残っているものもございますので、いわば小規模の例規の改正をして、またそれに備えるということがございますし、あと同じ例規の話になりますと、その事業の施行日を例えば平成32年度以降だとか、平成33年度というふうに特定の平成年号を明記している例規もあります。それについては、もう既に一律に読みかえていくというふうな運用で、読みかえていくというふうな仕組みにも既になっておりますので、そこには当たらずともそのように運用していくということになります。

以上のことから、きのうも常任委員会であったわけですが、印刷物、平成年号が印刷してあるもの、あるいはこれから印刷するものについては無駄にならないように、もう既に先ほど説明したように平成という打ち出しをしている帳票はそれほどないかと思っておりますので、既にその備えはなっているのですが、仮にまだ残部が、平成年号印刷の印刷物があつたら、そこはしっかり無駄にならないように、また新たな印刷をするときはしっかりと部数を調整しながら5月1日を迎えるようにしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) わかりました。あと表記の仕方です。出力されるとき、あるいはそのシステムから出力されるとき、あるいはシステムに入力するとき、あるいはそれ以外、役場の文書あるいはしゃべるときも含めてなのですが、5月1日以降元号が基本なのか、西暦が基本なのか、併用なのか、そこら辺も今方針等ありましたら、全国がどうだではなくて、遊佐町役場の中でどういう考えがあるか、もしあればお聞かせいただきたいと思っております。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 今行政運営上は、元号が標準となっておりますというものでございます。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 現状はそうだとということで、ということはまだわからない部分もあるということだと理解しました。

先ほど課長から印刷物について触れていただきました。私も実はそこを危惧しておりまして、前回は30年前ですけども、昭和から平成になるときは突然だったということもあって、突然というか、今より予告がなかったということもあって、いわゆる訂正印をいっぱい押ししたりとか、そのような事務が相当あって、多分課長も経験されたのではないかと思います。いわゆるゴム印ですね。ぺんぺんと押した。そういうことは当然極力避けるべきですよ。職員もそうだし、町民にとってもそういうことは避けてもらいたいということもあって、ぜひそこら辺はいろいろ工夫は現場でしていただきたいと思っております。ちなみに、1つ事例をご紹介したいのですが、米袋30キロの袋があります。最近フレコン出荷ですので、30キロの袋で出荷するというような事例は減っていますが、まだまだあります。その米袋に検査証明欄があって、そこに必ず何年産と書くようになっています。去年までは平成29年産ということを書くのがマストだったのですが、ことしから平成なくてもいいです。30年産でもいいです。平成30年産でもいいし、単に30年産でもいいし、あるいは18年産でもいい、要するに西暦でもいいですよというふうになりました。その扱いについては、来年度以降もそのような扱いでいいというふうになっております。ですので、いろいろ、要するに農林水産省が、国の役所がそれでいいと言っておりますので、ましてや住民により近い遊佐町役場ですので、当然何年にこの文書がつけられたのかと、それがわからないと問題ですけども、それがわかるの

であればできる限り、余り統一性がないと困るでしょうけれども、統一性を持った中で極力各方面の負担がないような対応をお願いしたいというふうに思います。以上、この項は終わりました、次に参ります。

次は、健康福祉課長にお伺いいたします。11ページの児童福祉費の中の子どもセンターに関する項目に、内容についてお伺いいたします。児童福祉施設費の中の修繕料であったり、施設整備工事費であったりするわけですが、この中で概要書によるとガラス等が破損したので修繕しますと、あるいは非常ベルがない部分があったので、そこをつけますというような説明がありました。大きく分けて2つあるわけですが、非常ベルというのはそもそも全くついていないということはなかったと思うのですが、何で今回、多分増設だと思うのですが、ということになったのかということと、ガラス等の修理、修繕ということですので、等ということは複数あるのかなと思いますので、そこら辺の非常ベルと修繕の内訳につきまして説明をお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

施設整備工事費3万4,000円につきまして、放課後児童クラブ室に非常ベルを設置すると、1個設置をするというふうなことでございます。子どもセンター整備時に消防等の指導も受けながら消防施設整備をしております、特段消防から指摘を受けたわけではないということでもありますけれども、今年度に火災報知機を鳴動しての避難訓練を実施をしました。そのときにたまたま室内のドアを閉めて訓練を始めたわけですが、そうしたときに放課後子ども教室のほうにいる職員が出てこなかったということで、呼びに行ったら、「いや、ベルが聞こえていません」という話を受けたということでした。その後、確認をしたところ、確かに放課後児童クラブで利用する部屋に非常ベルが一個もないということがわかりまして、やはりそれはまずいのではないかとということで、今回1個設置をしようというふうなことで補正をお願いをするものであります。消防のいわゆる消防設備点検なりでは特段ご指摘を受けた内容ではないということで、消防法上はなくても構わないということのようですけれども、安全確保のためにここは設置をしようということで私が担当に話をしまして、今回要求をさせていただいたというふうなことでございます。

それから、修繕料ですが、8万5,000円の補正のお願いでありますけれども、子どもセンターのガラス、ちょうど北東側、北東の角のところのガラスですが、1カ所多分石か何かやっぱりかたいものが当たって欠けたような状態になっております。今現在、そのガラス自体は大きくひびが入っているという状態ではないので、安全上はまず問題はないというふうに思っておりますけれども、ただやはりぶつかる割れる可能性もあるということで、ガラスの前に気をつけてくださいという表示はさせていただいておりますけれども、それがあったものですから、今回修繕をさせていただきたいというふうなことです。何か大きくて特注のサイズ、いわゆる仕様のにも特注のガラスということで、見積もりをいただいたところで6万5,880円というふうな見積もりをいただいたところであります。

あともう一つ、同じ子どもセンターで冷水機のボタンが壊れてもとに戻らないということで、1万9,000円の冷水機のボタンの修繕になります。過去にもこれは修繕をしたことがあるということですが、やはり利用する頻度が多いということで、2回目の修繕というふうなことになります。修繕料については、以上の2点になってございます。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) 非常ベルについては、消防法上は問題ないけれども、現状では学童保育側、ぼっかぽかクラブ側では聞こえないのでつけたという話でした。この非常ベルは、消防設備に関する非常ベルだということなのですが、いわゆる変な人が入ってきましたと、そういうときに通報するような、あるいは警察にダイレクトに通

報できるようなベルというのも世の中にあると思います。そのような設備というものはあるのでしょうか。あるという
か、要するに今設置されているかどうかということです。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

放課後児童クラブ用の出入り口のところに現在インターホンを設置しております。これにつきましても、施設の整備
当時にはなかったものですが、その後いろんな事情といいますか、事例があった関係で放課後児童クラ
ブの出入り口にはインターホンを設置していると。ですから、子供たちが大体来て、中に入ったときには一旦玄関
を施錠するというふうなことのようです。用事のある方、お連れきたお子さん、あるいはお迎えに来た大人、保護
者が来たときにはそのインターホンを押して、中から職員が行って玄関の鍵をあけて中に入れてもらう、あるいは
お子さんを引き渡しをする、そういった体制につくってございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) 私が実はお聞きしたかったのは、インターホンもそれはそれで必要なのでしょうか、い
わゆる例えば金融機関の受け付けの机の下にあるようなボタンです。不審者が入ってきました。そのときにそれ
を押すことによってダイレクトに警察等に通報できるようなボタンというのは子どもセンターの中にあるのかどうか
ということで、もう一回お願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 警察等の機関に直接通報するというような非常ボタンですか、そういった設備はつ
いてございません。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) ぜひともそういうものを使う機会がないということも当然祈るわけですが、やはりインタ
ーホンがあるとしても、実際のところ運用状況を私なりに見てみると、必ずしもインターホンを押して入るとい
うケースだけではないようですので、やはり複合的に安全対策は講じるべきかなというふうに思います。

話をちょっと戻すのですけれども、ガラスの破損があったということで、これは課長の推測ですと石がぶつかった
のではないかと。ということは、外部からの衝撃なのかな、普通に考えると思うわけなのですけれども、私が心配し
たのはひょっとして内部からの衝撃だったとすれば、仮の話ですよ。子供たちがいっぱいいて、押し合いへし合い
した結果、不測のことが起きて割れてしまったのかなということも心配したので、お聞きした次第です。この際なの
でお聞きしたいのですけれども、子どもセンターはやはりいい意味でも悪い意味でもいろんな意味で皆さんの関
心が高いのだと思います。それはやはり大事な子供たちが通っているからいい設備、施設であってほしいとい
うことで関心が高いです。その中でやはり面積的に狭いのではないかと声は前からあります。直接今回の破損事
故と関係がないのかもしれませんが、ただ当然人数が多過ぎると不測の事態も起こりやすいということですので、
そのあたりの改善ということも今の時点でどのようにお考えなのか、所見を伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

放課後児童クラブ、それから放課後子ども教室、こういった放課後の健全育成にかかわっている団体等からご参
集をいただきまして、年に1回事業の懇談会を実施しております。今年度は、11月12日に実施をしたところであ

りますけれども、その際にいただいた資料として、ぽっかぽかクラブさんでの通常の利用の人数等についての資料をいただきましたので、その内容で答弁をさせていただきたいと思います。ぽっかぽかクラブにつきましては、平成30年度につきましては全体で70人の児童の登録がございます。それで、通常の利用状況ですけれども、いわゆる日常的な放課後の利用につきましては、月曜日と水曜日が30人程度、火曜日、木曜日、金曜日が20人程度、土曜日が10人程度、さらに長期休み、これは夏、冬、春ですけれども、長期休み、それから平日のいわゆる振りかえ休日と学校の代休日、これにつきましては40人前後というふうなことでおよその利用人数の報告をいただいているところです。そうしたことからすれば、いわゆる通常の平日の利用については特段問題ないかなというふうにも思っております。長期休みについては40人前後ということですので、当然50人近くなるということもあるのだと思いますけれども、そういった人数がふえている場合については、子どもセンターの講座室、西側にある部屋ですけれども、そういったところも開放しながら利用いただいているというふうなことでありますので、現状ではまず大丈夫というふうな認識でいるところでございます。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) 面積に対する考え方というのはさまざまあると思います。国のほうでも最近話がありまして、かつてはというか、今までは面積要件が学童保育もあったようですけれども、学童クラブもあったようですけれども、これからはなくなるというような話もありますので、そこら辺はそうなのかもしれませんけれども、ただ常に状況は変わっていくと思いますので、丁寧に関係者のご意見を聞きながら運営に当たっていただきたいと思いますと思います。

最後に、もう一度総務課長にお聞きいたします。15ページの一番下です。諸支出金の中の交通安全対策費です。いわゆるカーブミラーに関する件が載っております。今回カーブミラーの更新工事をしたということでした。私が一番気になったのは、カーブミラーに関して言うと、結局どの程度要望に対応できているのかということなのです。要望といっても、ここはつけなくても大丈夫ではないかと思われる場所もひよっとしたらあるかもしれませんけれども、明らかにここはつけないと危ないだろうというような場所もあると思います。設置されているのだけれども、ガラスが曇っていても見えないとか、ひび割れているとかいうところもひよっとしたらあるのかもしれません。今回の補正予算がされているわけですけれども、実際のところ全体像からしてそこら辺間に合っているのかどうか、順番待ちがまだあるのかどうか、そこら辺ちょっとお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

まず、今回の補正につきましては、60万円の増額補正をさせていただきたいというものでございますが、今年度おおむね30基くらいの新設あるいは修繕、あるいは鏡面の交換等を予定しております。この補正をもって5カ所の対応をしたいと考えております。藤崎小学校から県道に入るところの丁字路、2面鏡であります。この更新工事、あるいは上大内、基礎部分から根腐れが起きていて倒壊寸前だというようなことで、これの設置のし直し、これが大きなところでありますが、また小規模な服部興野、江地、服部で修繕の予定をしておると、それに対応するものだというのでございます。ことしは特に強風、台風等による強風がありまして、それでの倒壊だとか、あと劣化が激しいものについて地域のほうからの要望に応じて対応をさせていただくというものでございます。

実はこの要望に対しまして設置の基準、ガイドライン的なものがまだというか、ない状態なのです。ちょっと他の自治体の例も今調査中なのですが、なかなか我々も地域の要望に応じながら苦慮しているところです。結局現場

で協議をして判断をすると、そうしてきたというものであります。場合によっては、その場所によっては今申し上げた箇所の1カ所、県道沿いというようなこともあって、県との協議あるいは状況によっては交番、警察署から立ち会ってもらなりしてご助言をいただいているということもあります。そんな形で対応してきました。新設工事については、大変ありがたいことにJAさんのほうからご寄贈をいただいているというもので、そのプラスアルファを持ち出しながら実施してきているというもので、よその自治体、近隣の自治体の量を見ると、新設はもう寄贈のみで対応するというような厳しいところもありますが、遊佐町はもう少しその辺を緩やかに状況に応じてプラスアルファの新設もしてきているところで、それ相応の要望には応えてきているというふうな認識であります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 当然私がこの場でどここの角に立ててくれということは一切言うつもりはないのですけども、きょういきなり聞いていますので、資料はお持ちでないと思うのですが、やはりそれ相応の数の順番待ちといったらあれかもしれませんけれども、この箇所もちよっと見てほしいという箇所は今現在もやはりあるという認識でいいわけでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) ちょっと確認しないと正確なところは言えないのですが、あると思います。前回この場で要望をいただきました青葉台住宅団地のものにはまだどうか、応えておりませんし、もちろんこれは改めて地域と協議をした結果でもあるわけでありまして、2面鏡要望でありましたが、1面鏡で大丈夫でしょうと、交通量もそうでもないし、道路スパンがそんな長くもないと。私も実際2回か3回、繰り返しあそこの現場を踏んでみました。私の捉え方も地域と同様でありまして、そのように見送った例もありますので、どうしても満額回答というふうな形にはいかない事例もあります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) これもいきなり聞くのでお答えできればお答えいただきたいのですけども、カーブミラーのいわゆる耐用年数どのくらいなのか。海辺に立てる場合と、そうではない場合とで違うと思いますし、一概ではないと思うのですけども、もしそういうものがあればお聞きして、質疑終わります。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) すみません。わかりません。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員の先ほどの質疑に対しまして、健康福祉課長から追加答弁の申し出がありますので、許可します。

高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 先ほど子どもセンターの警備体制について、警察機関への通報のボタンはないというふうに申し上げたところでございますが、施設のいわゆる警備を委託しております事業者には直接通報される押しボタンは2つあるということでございます。子どもセンターの事務室と放課後児童クラブの部屋にそれぞれ1カ所、1つずつ警備会社に通報するボタンがあるということでございます。よろしく申し上げます。

委員長(菅原和幸君) これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2 番(松永裕美君) おはようございます。私のほうからも質問させていただきます。

12ページ、農林水産業費、目、農業振興費、節、19番負担金補助及び交付金、園芸大国やまがた産地育成支援事業補助金46万7,000円、こちらのご説明をお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

このたびの補正の内容ですけれども、2つの団体のほうから今現在取り組んでおりますパイプハウスの設置事業に対しまして、それぞれ一つの団体からはかん水資材と循環扇という空気を循環させるものですが、そういったものが当初に計上されていなかったということで、それを追加要望したいということのものが1件と、それからもう一団体のほうでは防虫資材6張りで見えていたのですが、実際進めるに当たってもう2張りを追加したいということでの、そういった事業費の増に伴う補正内容でございます。これについては、県のほうが12分の5負担するということで、町が12分の3、いわゆる4分の1ですけれども、負担させていただいているということで、県負担分の29万2,000円と町負担の17万5,000円を合計した46万7,000円を補正させていただいているというものでございます。総事業費は、70万2,414円に対する先ほどの県負担と町負担という分の割合での補正内容ということでございます。

以上であります。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2 番(松永裕美君) 理解いたしました。

先日も頑張っている若手農家さんがいいニュースで大賞をいただいた佐藤様ということで、私はやはり遊佐町は農家の頑張っている方たちのための施策とか、あと県からの補助金とかはこれからも進めていくべきだと考えておりますので、このように県の費用も使い、そして町の支援策も使い、ぜひ事業を支援していくことにはこれからも進めてやっていっていただきたいと思っております。

次に移ります。同じページで1番、林業振興費、委託料、松くい虫防除委託料等、こちらの内訳をお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

これは、被害量が増加、26年度から増加し始めました松くい虫の防除事業にかかわる、その中の伐倒事業の補正のお願いというものでございます。この内訳については、3,000万円については地方単独費ということで、1,400立米に対応するものでございます。この委託料の中にはもう一つ同じく伐倒なのですが、県予算を活用の事業がございまして、そちらのほうで590万円という内容でございます。合わせて3,590万。この590万円については、315立米に対応するというものでございまして、歳入のほうで、歳入のページでは8ページになりますけれども、林業費補助金のほうに森林景観整備事業補助金ということで400万円が計上されておりますけれども、この歳入を受けて実施するというので、そういった松くい虫、伐倒補助の内容になっております。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2 番(松永裕美君) 町で3,000万円を支出し、そして県のほうからも590万円サポートしていただき、我が町の

事な松林をこれからもなるべく継続的に維持していくという事業だと理解しております。先日も子供たちも参加して伐倒作業のほうがございましたが、やはりボランティアの方たちもそうですし、小学生の子供たちが自分の住んでいる地域の歴史や、そして問題点を肌で触れて親御さんたちと一緒に活動できる取り組みは私はすばらしいものだと見て一緒に参加させていただきました。そして、やはりこの金額なのですけれども、このくらいの金額をかけなくては太刀打ちできないような事態に陥っているということで、これは地球温暖化の原因やこれからの松の維持管理など多大な困難が待ち受けているとは思いますが、ぜひまた町民の方たちのボランティア精神をいただきながら、そしてそこに甘えることなくできる支援をしていくような形で進めていっていただきたいと思います。ボランティアで来てくださっている中には、黒森のほうの方とか、あと八幡からもいらっしゃってくださっていて、そちらの方が帰るときにトラックに松の木をちょっと載せていたので、これはどうなさるのですかと聞いたら、これは申しわけないのだけれども、門松教室で使うのだとおっしゃっていて、そしてこのようにつくるのだということで教えていただいたのですが、なかなかそこで私も覚えることはできなく、やはりそういう残材で処理するものと八幡のほうに持って帰った酒田市民の方が門松教室に使うということは、私は目くらまを立てているわけではなく、うまく利活用なさっているなという概念だったのですが、産業課長のほうもそういう実態、もちろんご存じだったでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

ただいまの委員のおっしゃられました他市町からの参加ということは存じ申し上げておりました。秋田県のほうからも毎年そこに参加していただいて、遊佐町の南北から隣接する市町から参加していただいているということは非常にありがたいし、いろんな啓蒙活動になるのかなというふうに思っております。残材についても、有効利活用できるものはぜひ有効に活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) なかなか日本の法律は難しいことが多くございまして、その土地のものを持って帰るとちょっと法に触れたりとか、本当にややこしいことがいっぱいあって、これをよかれと思ってボランティアで来て、ちょっとこれはこういうふうにご利用したいと思っても、実はちょっとアウトだったりとか、私はやっぱりそういう煩雑な今の世の中ではあるのですけれども、ボランティアというのは自分の時間と労力をかけて遊佐町まで来ていただいて、やっていただけているということなので、ぜひこれからもそういうお互いが歩み寄って、これはこうだよ、これはこちらで要らないからこうだよとか、これ使っていいよとかいうところは割とフレキシブルにやっていってもいい時代に来ているのかなと思っております。ただ、もう一つ言いたいのは、申し上げたいのは、当町も残材の松を使って何かできないのかなというふうに思いまして、私なりに落ちていた松で箸置きをちょっとつくってみたのですが、ちょっとやはり洗っているうちに腐ってしまったりとか、なかなか企業の方というのは、今ストローでも木でつくるストローを開発した企業がございましたりとか、よく考えているなと思いますし、当町でもまた松の残材を残材と思わずに宝の山として何かまた考えていくプランとかございますでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、伐倒の中でも枝打ちでありますとかは松くい虫防除の心配がないので、いろんな活用の方法もあろうかとは思いますが、今のところ具体的にそれを使った工芸品とか、そういうものは余り私の中にはないのですけれど

も、ただ木質バイオマス発電の燃料としては、当初松のほうはなかなかやにの関係もあって燃焼に支障があるのではないかというようなことも言われていましたけれども、現在進められている中では松でも十分燃やせるというようなこともありますので、特に松くい伐倒で出てくる残材については破碎か焼却しかないわけですので、そちらのほうもそういった燃料供給に使えるものであればぜひ充足していきたいなというふうには考えております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 常々我々議員は、これはどういうふうにご利用できるのですかとか、どういうふうなビジョンを持って発案なさっていますかとか、提案型といいますか、何かできるのではないですかと問いかけてますが、いざこれ自分で、ではこの松の木何かうまく利用できないかなと自分がやってみると本当に難しいということも私も知り、自分で体験しました。なお、一人の力では無理だと思うのですけれども、今までどおりやはりやってきた伝統、そしてすばらしい行事、そしてこういう松の伐採のボランティアの継続はやっていくべきだと思っていますし、私もできる限り参加したいと思っています。

次に移ります。同じページで水産業費、1、水産振興費、負担金補助及び交付金、遊佐町さけ人工ふ化事業振興支援助成金67万8,000円、こちらの内訳をお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

こちらのほうについては、遊佐町内漁業生産組合、3組合ほどあるわけですが、その町内の人工ふ化場については県内の稚魚生産の90%ぐらいを占めているということもありまして、それも含めて町の主力の水産事業となっているわけですが、施設が非常に老朽化しているということもございまして、これからどんどん更新していかなければいけないという必要が迫られているところでございます。枳川生産組合のふ化場施設については、28年度いっぱいをもって事業費2億7,000万円ほどかかりましたけれども、完成しましたが、やはりこれから大規模改修となると2億円とか、そういった改修が必要になってくるというのが実情であると思います。そんな中でこの施設整備の後の固定資産税につきましては、町のいろんな企業さんには企業奨励条例等の措置があるわけですが、サケの生産組合、水産施設についてはそういった制度はございませんので、取得固定資産による激変、はね上がるというようなこともございました。そういった意味で固定資産税そのものは減免にはなりません、企業奨励条例と同じ考え方で固定資産税に相当する分の80%を10年間を限度として支援したいという内容でございます。ここに補正の中にあります67万8,000円につきましては、今年度から新規に取得した固定資産で課税になりました枳川生産組合さけ人工ふ化施設の年税額84万7,300円の80%、67万7,840円ということで、67万8,000円を計上させていただいているという内容でございます。枳川の施設については、29年度までの旧施設の固定資産税年税額が3万1,000円ほどだったということで、激変緩和をするというようなことでの支援制度の内容でございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 固定資産税80%を10年間サポートするという制度ということで、それでは残りも9年間継続させるということもございますでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 30年度から39年度までの10年間と考えております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 当町の空き家対策でも困惑しているということがございますのは、やはり古いものを新しくするとぐんと固定資産税が上がってしまうので、方言ですけれども、ほこせないのだ、壊せないのだということなのです。そして、今回もせっかく前向きに遊佐の資産、資源、宝であるサケをみんなで頑張って盛り上げていこうといったときに、いざ建屋を新しくすると固定資産税がぐんとはね上がってしまう、そういう現実に対して80%、10年間は何とかサポートしますよという取り組みだと理解しておりますし、私はやはりさあできました、あと勝手に走れよではなかなか大変なことだと思っていますし、この点を理解いたしました。

なおかつ先日、11月にサケを使った1,200年の歴史がある遊佐町の永泉寺さんであったイベントなのですが、奥田シェフがご来町くださって大変大盛況だったとお聞きしています。何名ぐらい参加なさったのでしょうか。大体でよろしいです。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 参加人数については、48名という報告をいただいております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 永泉寺さんは、実は後継者がいなくて、空き家と言ったら、お寺さんで空き家というのも現実的なのですが、だったところなのですが、横浜のほうから住職さんが手を挙げてくださって、本当に若い世代が息子さんと3人で新しいファミリーが入ってくださっております。そこに遊佐町の檀家さんであるのですけれども、サケの皆様、サケのチームというか、プロジェクト、盛り上げていこうというプロジェクトの方が参加し、なおそこに当町の産業課の皆さんがタイアップして、そのイベントをやったと思うのですが、名称と、あと実施した日にちと、あと産業課さんからは何人ぐらいサポート入ったかお聞かせください。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

事業の名称につきましては、まるごといただく遊佐の秋ということの事業でございました。事業内容につきましては、先ほど委員のおっしゃいましたのに加えて、サケの実際の採捕の状況を皆で見て、採卵の状況でありますとか、加工にも、サケのさばきとか、そういうものも体験していただくということで、体験型ということで開催させていただいたということでございます。地域の文化、歴史に触れる機会、そういった自然にも触れる機会ということでの内容でございました。産業課からは2名ほど参加をさせていただいております。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) まるごといただく遊佐の秋というネーミングもすばらしいなと思いましたし、そして産業課さんの2名の方の、これは多分日曜日か何かのお休みの日だったと思うのですが、そのように休日出勤をしていただき、そしてやはり地元の方たちがお寺も守っていきたくいし、サケも守っていきたくいしというやっぱり長い間の努力が報われたイベントだったのではないかなと思います。もしこれが開催されなかったら、もし永泉寺さんのほうで後継者がいなかったら、そこはもう空き寺となり、改修も進まず、そして檀家さんたちは困り、もう本当にマイナスのほうに、ネガティブなもう負のスパイラルに進んでいくところが、本当に奇跡と言ったら大げさなのですが、四十何名もが集まってくださり、奥田シェフという方のネームバリューもあったのかもしよせんけれども、サケを使ってまるごといただく遊佐の秋ということで、私がちょっと調べましたところ、いくらに何と生クリームをつけて

前菜で出されたということで、今までにない発想をやはりして成功に導くという観点なのかなと理解しております。お食事したと思うので、産業課長、お味のほうをお聞かせ願えれば、ご感想お願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

実においしかったと思いますが、中でも川ザケのパイが出されましたけれども、めじかも当然出たのですけれども、川ザケをあれほど地元の食材を使って、どちらかといえば地元では川ザケはやっぱり海のサケには味では少し負けるなどというのが、正直なそういった意見が多いと思いますけれども、あそこで出されたものには創意工夫がされておりまして、これからやっぱり川ザケを今盛んに町の中でもいろいろな料理教室なんかを使って宣伝していますけれども、そういったものにつなげていけるものだというふうには十分思った、感想を持ったところであります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) ありがとうございます。そして、プライスのほうなのですからけれども、イベントのお一人のランチ含めてお代金のほうはお幾らだったかお聞かせください。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 会費としては、皆様から参加された会費としては5,000円を頂戴しております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 5,000円のランチに48名の方が集まる。やはり私は時代の多分インターネットでも皆さんPRなされたと思うのですが、値段は私からすればやはりちょっと高いのかなと思ったのですが、やはりそれでもイベントは成功している。やはりこれが今の現実かなと思います。そして、プラス遊佐町が移住に対しても着実にやってきたおかげで、そこのお寺のご家族の方もきちんと住まわれ、本当にいいイベントが展開され、なお町民の方たちもこれを少しでも知っていただけたらと思い、私も1行のこの予算書の中の文言でしたが、今回は質問させていただきました。

次に移らせていただきます。13ページ、交通対策費、区分13番委託料、デマンドタクシー運行業務委託料30万円、こちらの内訳をお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、30万円ということで計上させていただいておりますけれども、内訳については商工会さんへ委託しておりますデマンドのオペレーターの方、1名の方、ご家族の仕事の転勤の関係でやめざるを得ないという状況になりましたので、新規に採用をされた方との引き継ぎ移管の重複期間による人件費の増の分と、あとは燃料高騰によります町の所有車分の燃料費の増ということでございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) デマンドタクシーの運行のオペレーターの方の仕事の状況を私は拝見させていただいたことがございました。的確な対応で、地名を全て熟慮なさっており、やはりオペレーターの方の大事さをコックピットと申しますか、操作するところの所作を見ながらとても遊佐町の交通弱者対策にこういう方たちも本当に貢献なさってくださっているのだなということを実感しております。そして、今回は新たに次のオペレーターさんがすんなり見つ

かったのでしょうか、それとも結構いなくて何カ月も探したとか、そういうところは把握していらっしゃるのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 正確な期間については把握はしておりませんが、ただ何カ月も前ということではなくて、転職が決まってすぐ探し始めたということで、1カ月以内だというふうには認識しております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 今はどこでも働く方が足りなくて、労働人口不足、働き手がいないということで、本当にこのようにしてすんなりと決まったということは私はとてもありがたいなと思います。幾らシステムが、デマンドタクシーシステムがあっても、幾ら運転手さんがいらっしゃるでも、オペレーターの方がいなければ業務は成り立たないということですので、今回は何のトラブルも遅延もなく、すんなりと交通弱者と言われている高齢の方や足のない免許証を返上した方が当町で生活できているということで、私はこの件に関してはとてもよかったなと思っております。そして、なお当町の一番今またいろんな問題があるのですけれども、交通弱者対策という点で産業課長のご所見をお伺いしたいのですけれども、これからはやはりどんどん高齢者の方もふえ、免許証を返上する方もふえ、そして当町にはなかなか交通網が、どこの地方でも、どこの人口減少している場所では同じ悩みなのですけれども、そういうところでの交通機関、交通弱者に対するこれからの当町のあり方というのは産業課長は日々仕事上どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、デマンドタクシーのほうについては、年間1万1,000人ほどの利用があるということでございまして、利用料金も含めて町民の足として有効に活用されているのではないかと考えているのですが、やはりデマンドタクシー、乗り合いタクシーになりますので、なかなか高齢者の方、一人で乗りおりできない方に対しては対応をいたしかねているという状況もございまして。そういった点は健康福祉課のほうで行っておりますタクシーのほうで充足するとか、そういったところでも考えて、今福祉タクシーのほうも制度を充足している途中でございまして、あとは地域公共交通会議でもやはり酒田市へのバスというようなことも今盛んに事務レベルで具体的な協議が行われておりますので、そういった場で進めていきたいと、今後も進めていきたいというふう感じております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 理解いたしました。

2015年秋には京都府京丹後市とか、兵庫県養父市、秋田県仙北市などで交通過疎地を国家戦略特区に指定し、自家用自動車の活用拡大を求め、ボランティアの方の方のNPOといいますか、組織をまとめて、町の中で車を動かして町民の方たちのためになる活動、そして小さな拠点ということで、これからは取り組んでいくということで動き出しております。言葉がちょっと誤解されてしまうので、きちんと説明したいのですけれども、ちょっと違和感があるかもしれませんが、決してタクシー業界の方たちのことを追いやるとか、そういう問題ではなく、本当に過疎地域でどうやって交通網を広げていくかということで、ライドシェアという言葉が今ちまたでは広まっております。ライドシェアについては、これからもっともっと議論していかなくてはならず、当町におきましても例えばエプロンサービスさんがやっている活動はボランティア精神のあふれる方たちが何とかせねばならぬということで展開していることで、そちらのほうにもしかしたら将来的にはライドシェアという取り組みも附帯してついていくのかもしれない

いと私は考えたりしております。そして、一番大事なことは、国がどのようなことを今やろうとしているかということなのですけれども、石井啓一国土交通大臣が国会での答弁で、また定例の大臣会見でも運行管理や車両整備などについて責任を負う人を置かないままに自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送を有償で行うことについては安全の確保や利用者の保護などの視点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と明確に……

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員、補正予算に関連づけた質問でお願いします。

2番(松永裕美君) はい、恐れ入ります。と述べられております。それで、私が思うのは、結局これから遊佐町もかなり交通弱者が出ていくと思いますので、デマンドタクシーの運行も大事だし、また違う新たな小さな拠点を置いての取り組みもだんだん必要になってくると思いますので、産業課長のほうからもその点について所見を伺いたいと思っております。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

ライドシェアについては、私もまだちょっと勉強の途中でございますので、詳しくはちょっとわからないのですけれども、ただライドシェアについては古くからそういった概念というのはあったわけですが、なかなか日本では採用されてこなかったということがございます。やっぱり昨年度も法改正で貨客混載とか、そういった車両運送法の中でも日本の場合法律がそういったものを厳しく規制がされているということもございますので、そういった点もつき合わせながらどういったものなのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 私も同様で、必ずこれがよかろうとか、これからはこうすべきだということはないのですが、皆さんと議論して、当町のこういう過疎地域でのこれからの交通網対策ということを考えていかななくてはいけないということと、デマンドタクシー運行が今きっちりと行われていることは、私はこれはこのままの状態ぜひ続けていていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきます。住宅費、住宅管理費、若者定住町営住宅建設事業工事費、こちらのほうの内訳をお願いいたします。3,300万円の減額でございます。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

工事費3,300万円の減という補正内容でございますけれども、すぐ下段のほうに記されておりますけれども、負担金のほうで住宅の新築支援金2,000万円、合わせまして舞鶴地内の住宅の地盤改良工事費ということで1,300万円、合計3,300万円でございますけれども、そちらに見合う工事費分を減額させていただいたということでございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 舞鶴地内の若者定住住宅地盤改良工事というのは、こちらはそれでは10棟分の、1棟130万円分の1,300万円という感覚でよろしかったですでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

こちら地盤改良1,300万円の内訳でございますけれども、対象地となります土地につきましては町のほうでもポー

リング調査実施してございました。その結果、地盤軟弱であることから、建物を建設するに当たりましては地盤の改良が必要ということになってこようかと思えます。一般的な地盤改良工法となりますと、表層改良工法や柱状改良工法、柱をつくる工法でございませうけれども、そういう工法になろうかと思えます。平家など軽量の軽荷重の場合については、表層改良で対応可能であると思えますけれども、2階建てとか一部鉄骨等の構造であると荷重が増すということでございますので、柱状改良が必要となってくる場合もございませう。したがって、表層改良の場合は1平米当たり1万5,000円、そして若干地耐力の向上を図りますいわゆる柱状改良につきましては1平米2万円、それぞれ限度額は130万円ということにさせていただいております。戸数につきましては、10世帯分の合計1,300万円という形で補正予算のほうを上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) 理解いたしました。

お答えできる範囲でいいのですが、建物の形としては1階、平家と2階、どちらを今予定でこの試算のほうを出されておるといふことでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

これから当地舞鶴地内においては、プロポーザル等募集をおかけしまして、戸建ての建物を建てていくという形で募集をかけていくことになるのかと思えます。その中で事業者の方が平家で計画を上げてくるのか、または総2階で、または一部2階建てで上げてくるのか、その辺は審査の段階で決定になってこようかと思えます。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) これからの審査の段階で平家か2階かということは決まるということを確認させていただきました。若者定住住宅の隣には、これからは庁舎も建っていくわけなのですが、私は元町、この地区に住んでおりますので、できれば近所の方たち、そして住宅がこちらの庁舎が建たる時期の、建っていく近隣の方たちとの相互理解というか、やはり2階建てのものが建てば、南のほうに建てば日光がどのように当たるのかなとか、日々悩んでいる方もいらっしゃると思えますので、そういう住民の方たちとの合意形成の場も、建物も大事ですし、これからの予算も大事ですし、どうやって建てていくかというのをとても大事なのですが、そこには住民の方たちの声も拾っていただいて、そして合意形成を図っていただくような機会をいただけたら、これは総務課、所管は地域生活課長ではないと思えますので、私の所見なのですけれども、ぜひどんどん聞いて皆さんと話をさせていただく。そして、やはり我々はどうしても町なかに住んでおりますので、また土地が裕福なほうに住んでいる方たちと違って、近隣が割と狭うございませう。建物が建つということは、そこにずっとその建物が今までなかったところに建つということなので、ぜひそういう観点からも地域の方たちの声と、そして合意形成を図っていく機会もこれからはつくっていただければと思っております。私の質問は終わらせていただきます。

委員長(菅原和幸君) 本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) ありがとうございます。一般質問でも4名の方でしたでしょうか、新庁舎建設に当たってのご質問をいただきました。総務課長のほうからいろいろな視点でお答えもさせていただきましたけれども、これまで議員の皆さん初め、町民の皆さん、説明の機会をしっかりと設けさせていただいて情報を公開してご意見を伺って、またあわせて専門的な方々からの知見もいただきながらアドバイスもいただきながら、これまで進めてまいっ

ております。これからも同様に進めてまいります。ただいま委員からご意見いただいたように、やっぱり地域の建物の建つ周辺の皆さんについては、工事が始まってからの説明だけではなくて、それ以前に何らかの配慮が必要だなというふうに考えてございます。そういったことも含めて、若者住宅の工法等々の状況等も含めて、新庁舎の建設等々を含めて周辺、地権者の方々、また周辺で生活されている近隣の方々、そういった方にもしっかりと説明の機会を配慮したいというふうに考えます。

委員長(菅原和幸君) 2番、松永裕美委員。

2番(松永裕美君) すみません、1個だけ言い忘れたので、あとこれを言って終わりにします。

工事をするとき周りにバリケードを張るのですけれども、酒田市の工事をするとき周りにバリケードを張るのですけれども、酒田市の工事を見ていて、市役所の工事を見ていた方から、子供たちが見えるようにちょっとスケルトンのやつを1枚、2枚とちょっと強靱なやつを入れていただけたらとても町の工事子供たちの機械とか好きな子供たちも多いので、ただ見えないバリケードでなくて、そういうアイデアもぜひお願いしたいという声もございました。これは余談でございましたが、実は大事なことだったりするので、ぜひここでお話して、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 順番のようでございますので、私のほうからもお昼またぎになるかと思っておりますけれども、各課に対して2問ぐらいずつ質問させていただきたいと思っております。

2番、松永委員の継続というか、関連みたいな形になるかと思っておりますけれども、地域生活課のほうから入らせていただきます。ページは13ページ、款は土木費、項は住宅費、目は住宅管理費、節は工事請負費、説明として若者定住町営住宅建設事業工事費3,300万円の減となっております。概要書を見ますと、事業計画変更によるもの。本計画は、思い起こせば平成25年の若者対象の住宅ニーズアンケートから始まり、平成26年3月に(仮称)町営若者夫婦向けアパート整備の方向性案が示され、平成28年10月に地権者からの土地購入がなされ、当初の整備スケジュールによれば、平成28年10月には入居開始予定であった事業であります。また、平成30年度遊佐町の主要施策、移住定住の促進の若者の定住促進事業として重要事業に上げられている事業でもあります。事業変更に至った経緯は、さきの全員協議会で説明をいただきましたので、一定の理解はいたしております。しかしながら、これだけ長い年月にわたり取り組まれ、町民も首を長くして待ち望み、町の事業の中での重要事業であった本事業が事業の計画変更に至ってしまったことに対し、いかにお考えか、まずは担当課所管の課長より答弁願います。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

この事業で建設されるはずの若者町営住宅に住みかえを楽しみにされていた方もいらっしゃるかと思います。長い年月になりました。三、四年、四、五年なりますけれども、このようになりまして、大変楽しみになさっている方につきましては大変申しわけなかったなというふうに思っております。しかしながらでございますけれども、事業全体がなくなったというわけではございません。民間の活力を生かしまして、民間と行政が一体となって若者世帯を応援する賃貸住宅をこれから建築したいという計画で変更する予定でございます。ぜひ事業者の皆さんからもご

協力をいただきまして、この施策を継続して展開していきたいというふうに考えてございますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) この若者定住に向けた住宅の建設というのは、若者が町内からほかの自治体に出ていくことを防ぐやはりダムの効果があるのだ、それを受けての町による町営住宅建設の事業であったわけです。過去5年間重要施策としてうたわれてきた事業であります。計画行政が求められている町の長である町長より、この件についていかがお考えかお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町 長(時田博機君) そう5年近くなります。それは、たしか土門勝子議員からの、早くそれつくるべきではないかという提案がこの議会でなされて、それに向かってきたわけですけれども、一旦立ちどまってという形の判断は全員協議会、あの寸前までそれはその計画どおりで進めようとしておりましたけれども、そして各種審議会、振興計画の会議等にもそれらをよしとしてきた審議会の皆さん初め、議会の皆さんには大変心苦しい、大変申しわけないという思いはありますけれども、あそこでそのまま幾ら予算がかかってもそのまま向かうのだという判断したら、後世に大変な大きな遺恨を残すという判断を私がさせていただきました。そして、この議会でも斎藤議員からはやっぱり民間の力を大いにかりるべきではないかという提言もいただきましたし、私は町の将来のために決してマイナスの判断をしたというふうには思っておりませんので、これまでの計画は計画として、あのエリアはまだまだ青葉台も何十年も売れていないエリアが全部完売して、町に住みたいという方が逆にいても住宅を提供し切れない、そんな状況もございますので、判断は判断として重大な判断、それについては計画どおりにはいかなかったわけですから、それは私の責務は確かにあると思いますけれども、それが決してマイナスの判断ではないのだということをご理解をいただきたいなと思っています。係争中、土地の係争の問題も発生したりして、なかなか長い間かかったわけですけれども、しっかりとあの教訓を次に生かすという点でいけば、民間の力をかりて、そして民間の人から、企業から頑張ってもらって、町の中でお金とその企業なり、それらの働く人たちの所得にもつながるような形であれば、町としては起債の発行も減るわけですから、山形県に対して非常に財政当局とか市町村課には大変なお叱りもいただいたところでもありますけれども、将来の負担等を考えたときには決してマイナスの判断ではないと、プラスの判断というような形をさせていただきたいと、このように思っています。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) 5年間町営による町営住宅を待ち望んだ町民と議会に対して心苦しい思いであるという町長の返答でありました。そして、この決断というのは決してマイナスではないのだというようなお話でありました。やはりこの答弁をいただくことによって、5年間取り組まれてきたところの、目指してきたところの町営若者向け集合住宅建設というものの事業変更におけるリセットのスイッチが押され、そして民間活力を利用したところの若者向け定住住宅が建設されるという意味では、やはりその言葉がリセットの大きなボタンになるのではないかなと思ひまして、こういうふうな質疑をさせていただきました。ありがとうございます。

次、移らせていただきます。今度は、若干今までがネガティブという話だったというわけではないのですけれども、ポジティブな話に向かわせていただきます。補正予算書の11ページの中に款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境衛生費として2項目の予算が設けられております。その予算を概要書で調べますと、八ツ面川一般廃棄物処

分委託料不足分、これが7万円、八ツ面川遊歩道木柵撤去工事費16万2,000円、同じく八ツ面川修景施設移設工事費として15万2,000円計上されております。この改修工事と工事内容について説明いただきたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

工事請負費31万4,000円、施設整備工事費の内訳ということでございますけれども、今ご質問の事業に関しましては県営八ツ面川地区水環境整備事業として月光川左岸地区の10集落の代表者で昭和63年2月、八ツ面川流域環境整備促進協議会が設立されてございます。その設立後、6年目になります。6年後になりますけれども、平成5年度にその事業が採択されまして、長年待望いたしました事業が着工されるところでございます。事業につきましては平成12年度までかかりまして、事業のほうは完成、完了してございます。八ツ面川の整備された水路延長、総延長でございますけれども、1,347メートルになってございます。工事につきましては、全長に当たりまして洗沢川河川改修及び洗沢川頭首工の工事に伴い発生しました自然石、そして玉石等を使用いたしまして全般的に自然と生態系に配慮した工法で親水護岸として施工されてございます。さらにイバラトミヨなどの魚類の避難及び営巣場所として木柵、よど、置き石などがあわせてところどころに水面等に配置されたところでございます。今般施工から経年経過によりまして、一部木柵が劣化してございます。場所的には遊佐病院さん前の河川の右岸側になります。私も現場行きました。約30メートル弱くらいでしょうか、延長的には30メートルくらい。高さ1メートルくらいでしょうか。その木柵が腐食しているという状況にございました。美観と安全性を保持するため、またイバラトミヨなどの営巣等、生育に与える影響がないことを専門家に確認いたしました。撤去することはまず大丈夫ですよというようなお返事もいただきましたので、今回木柵を撤去したいということで計画をさせていただいております。また、あわせまして修景につきましては川の中央部、場所的には舞鶴橋のすぐ下流側になります。川の中央に配置された置き石付近で雑草、ごみが多く滞留するなど、スムーズな水の流れが確保できなくなっているという状況にありますので、下流への一定なる流量を確保するために、前述と同じように専門家のほうにその置き石等撤去大丈夫でしょうかということをお聞きいたしました。大丈夫ですというようなお返事いただきましたので、その置き石の移動といいますか、配置がえといいますか、その工事をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 八ツ面川のいわゆる整備について、いつごろから取り組まれて現状に至って、そしてやっぱり20年ぐらいたつとさまざまところが老朽化したりすることによって改修しなければいけないということによる予算であることは今の説明で了解いたしました。

この八ツ面川沿いの整備、この八ツ面川自体というのが遊佐の元町の南南東から北北西にかけて蛇行しながら、まさに遊佐の元町を流れる河川であります。非常に朝夕散歩をする方も多い場所でありまして、春になれば観桜、サクラを眺めるいい場所でありまして、夏時分ですとまさに水に親しむ親水空間でありますし、今課長からの答弁あったように、イバラトミヨの生息地として小学生含め高校生の学びの場でもあります。そこから少し歩くと遊佐の元町の湧水群を散策することができるという意味では、湧水の町遊佐として非常に大事な核になる場所なのではないかなと思います。一般質問などでもよく議論されてきたように、その近辺に遊佐町の新庁舎が建設されることが予定され、その周辺の意味づけ、元町の中での意味づけというのがなお増していくのではないかと思います。ぜひこの八ツ面川を中心としたところの湧水の町遊佐としての開発を自然に沿ったような形でこれからも進

められ、そして今回の予算計上なされたようないわゆるその施設周辺の改修なり、改善みたいなものというのはやっぱり丁寧に、歩道のほうも大分傷んでいるところがあるようでありまして、この件について質問しようと思った際に、課長から事前にこの予算についてご説明いただき、私も伺って見てみますと、今回の予算以外でもやはり修繕、改善がなされなければいけない箇所というのは多々あることに気づきましたので、ぜひそこら辺力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

八ツ面川につきましては、先ほどご答弁しましたとおり、関係集落、10集落の八ツ面川組合ということで私は呼ばせていただきましたけれども、八ツ面川の組合さんのほうで川のほう、藻刈り等管理していただいております。その沿線、八ツ面川沿線沿い、歩道ということで今お話ありましたけれども、歩道につきましては町道の一部ということで、道路管理者のほうで管理してございます。そのような陥没等あれば当然道路管理者のほうで補修しますし、その沿線に街路樹、実はあります。ヤマボウシということで沿線上に植樹ますを設置しまして植えていたのですけれども、植樹の種樹選ぶときに寒冷地に適するものということで選定はしたのですけれども、どうしても風が強いということで、風にやられまして、若干数本枯れて、今植樹がなされていない状況にございますので、その辺改めて適した木々がどういうものであるか確認した上で、その辺の整備もあわせて道路管理者のほうで整備していければいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) お願いいたします。

次、産業課のほうに移らせていただきます。12ページ、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費、節として委託料、説明として松くい虫防除委託料、これは2本立てになっております。町単として取り組むところの松くい虫被害木伐倒駆除委託料、これが3,000万円ですか。そして、県が森林景観整備事業、松くい虫被害木伐倒駆除委託料として590万円計上されております。この伐倒駆除というのは、私の記憶ではいわゆる被害木の調査というのがなされた上で、そして調査がなされて被害木のこれだけしなければいけないよという何立方メートルというのが算出されて、それでそれが出た時点で今ごろの時期から春先にかけて伐倒駆除がなされるものだと理解しておりましたけれども、9月の補正でもこの調査費、いわゆる被害木調査費というのは出されていなかったことを考えると、被害木自体が少なくなったことによって既決予算において調査が完了できるようになったのだと理解してよろしいのか。また、被害木の立方メートル、被害木のいわゆる駆除量というのが昨年あたりよりも大分少なくなっているということ踏まえれば、やっぱり西浜、西山地区における松枯れというのは若干落ちついてきたのだと理解してよろしいわけでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この被害木の調査については、今年度については結果的に結論から言いますと当初予算の340万円で間に合ったということになります。26年度から27年、28あたりがピークだったわけですが、その段階で余りにも被害調査地の面積がふえていったという、それに伴って調査木もふえたわけですが、それで前年度の当初予算でなかなか賄え切れずに補正で対応していったという経過がありますので、今年度については29年度から被害量が

さらに30%近く減少していることもありまして、当初予算の計上予算で間に合ったという状況でございます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 落ちついてきていることに胸をなでおろすわけですが、決して気を緩めてはいけない防除作業かと思いますので、今後の取り組みもしっかりと行っていただけることを要望いたします。

次、移らせていただきます。13ページ、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費、節、委託料、説明として設計監理委託料、それと同じような事業として使用料及び賃借料として設備機器賃借料、これ概要書で見えますと旧産直施設加工工場改修基本設計委託料、こちらのほうが32万円、旧産直施設加工場用設備機器リース料、冷蔵庫や冷凍庫、こちらのほうがリース料として17万円計上されております。当事業は、旧産直施設の来年からの活用に向けた準備にかかわる予算計上と理解しておりますが、具体的な活用計画があるのでしたら説明願います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、前の施設の一部を加工場として整備する計画内容がおおむねまとまったところもありまして、来年度の改修工事に向けて基本設計の本当の概略設計になりますけれども、設計監理の委託料を32万円お願いしているというものでございます。ここに施設のほうに入られる、利用したいと申し込みあった団体は2団体ほどあります。町内でいずれも特産品の加工等を手がけている方でございます。それと、旧比子産直施設のほうに調理加工等に要する機材がリース品として多数あったということで、冷凍冷蔵庫を初めスチームコンベクションでありますとか、コールドテーブル、作業台等、そういったものがあったものですから、それについてはぜひリースを延長してお借りして、その中で活用していくほうが非常に費用も安く済むと、費用対効果も上がるということもございまして、そのリース料として16万5,140円ということで、17万円の計上ということになりましたけれども、そういったことでの予算計上の中身でございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 加工場として入居したいというふうな業者が既存の団体で2つほどあるのだというふうなお話ですが、これは具体的な名前は差し控えなければいけないような状況であるのか、公表してもいいような状況であるのか、答弁願います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

遊佐町の特産品として手がけていただいたものをその加工場の中でつくりたいということでございますので、1つはカレー部門です。もう一つは、サケのすり身関係をやりたいというようなことでのこととなります。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 了解いたしました。多分こちらのほうは、貸し工場、貸し加工場みたいな形になるのかと思います。今求められているのは、やっぱりこれ商品化するためになると保健所の許可等も非常にハードルが高くなるわけですが、商品化しようとする。しかしながら、やはり地産地消目的で自分たちの責任において、自己責任において加工して、そして地産地消を自分たちで、食品を加工して自分たちで食したい、消費したいというふうな、いわゆるお試し加工みたいな形で取り組むとしたならば、その加工場のいわゆるハードルというのが、設備にしてもハードルは低くなっていくのだと思います。そして、そういうものが今は逆に求められているのではないかなという

ふうな感じがするのですけれども、試作を心がけるため、試作に向かうための加工場のスペースというのをお考えなのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回概算設計の中で見ているところは、先ほどの2団体を見越した貸し工房としての部屋のほかに、将来これから共同加工を望まれる方、加工を望まれる方が入ってきた場合に、共同加工できる例えば共同加工場でありませうとか、あと包装室でありますとか、食品冷凍冷蔵庫の保管棚でありますとか、そういったものも今の設計の中でやっていきたいというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) ぜひ使い勝手のいいような形の試作品をつくる、そして共同加工が加工場的な意味合いも含めても利用できるようなスペース確保というのがあったら使い勝手がいい場所になるのではないかなと思います。

次、移らせていただきます。12ページ、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、節、負担金補助及び交付金、説明として山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金、こちらが25万円ほど計上されております。昨年もこのモデル事業が取り組まれていたのではないかなというふうに記憶しております。昨年は桑畑のカモシカの食害を防ぐための電気柵の設置だったと思うのですけれども、本年度のこのモデル事業というのはいかなるような食害とか、どのようなことから防ぐためのモデル事業補助金であるのかご説明いただきたいと思ひます。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回のこの事業の対象地区2つあります。1つは升川の梨畑、これはカモシカの食害、主にカモシカだと思ひますが、食害に対する対策ということで電気柵を回すものでございます。升川のほうについては、外周200メートルで、電線3条ということで200メートルの600メートルの事業内容となっております。もう一方は、金俣地区です。金俣地区で養蜂業を営んでいる方ということで、こちらのほうは熊、主に熊対策ということになろうかと思ひます。こちらのほうも同じく電気柵ということで、外周70メートルの電線3条で210メートルですけれども、熊被害を防ぐためにということで、二重にしております、210メートルの2倍ということで、420メートルの電線を張りめぐらすという事業内容でございます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) このモデル事業、2つあるのだけれども、それに関する内容については答弁いただきありがとうございます。カモシカと熊の食害に対する防除作業としての電気柵を回すためのモデル事業であるという答弁でありましたけれども、やはり最近マスコミ等にぎわせているところのカモシカではなくて、ニホンジカのいわゆる北進というのが話題になっておりますし、イノシシの目撃情報も山形県内であるというふうな話もお聞きします。遊佐町で現在、このニホンジカもしくはイノシシの目撃情報とか確認されているのかされていないのか、あったらご報告願ひたいなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

まず、イノシシについては目撃情報として役場のほうに寄せられたのは2件ございます。これについては、見たと

ということだけで詳しい詳細はないのですけれども、その情報がございます。ニホンジカにつきましても、これも同じく2件ありまして、ニホンジカについては落伏と升川のほうでそれぞれ1頭ずつ見られたというようなことで報告を受けております。ただ、これ役場に寄せられた目撃情報のみということでございまして、産業課のほうに水産林業ということで林のほうもあるわけですけれども、林道整備工事など完成検査伺った際も、それから地域のそういった工事に携わっている方にお聞きしましても、イノシシに対してはかなりの群れで高倉林道周辺でありますとか、升川の山居林道周辺に足跡も含めて、もちろん車の前を横切ったとかという事例もありましたけれども、そういったことでかなり踏み跡もありますし、イノシシの数はかなりの数にふえているものだと推測されております。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 大変な世の中になったな。吹浦地区の小野曾地区あたりでも畑作における被害というのが、これはカモシカでも熊でもなく、やはりイノシシなのではないかというふうな話も出ておりましたけれども、やっぱり群れをなして高倉含めて、いわゆる升川、落伏あたりにいるのだとなったとしたならば、まだ捕獲的な事例というのはないのだと思うのですけれども、やっぱり注視していかなければいけないことなのだと思います。

ところで、昨日庁舎から帰ろうとしたときに、大きな鉄製のかごを2つ持って入ってきた町民の方がいらっしゃいました。ハクビシンなの、ハクビシン対策のかごなのと聞いたところ、ハクビシン対策のかごだったのだけれども、捕獲することはできなかったのだというふうな話でありましたけれども、ハクビシンに関してかごなどを貸借して、捕獲事例などというのは今年度あるのかないのか、お聞きしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員への答弁を保留し、1時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

休 憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(菅原和幸君) 上衣は自由にしてください。

4番、筒井義昭委員への答弁を保留しておりますので、佐藤産業課長より答弁をお願いします。

佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

先ほどハクビシンの件でお尋ねがありました。ハクビシンについては、目撃情報、被害情報とも多数ございまして、町のほうに対策として何かということでも来た件数はなかったのですが、先ほど委員もおっしゃってございましたけれども、わなを貸していただけないかという要望がありまして、個人の方で個人処分する場合でも県の許可をとる必要があるということでお話ししまして、お貸しはしましたが、やはりその手続とか、そういった処分がやはりかなり手数がかかるということもありまして、わなのほうはそのままお戻しになったということの経過がございまして、

以上です。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 了解いたしました。

それでは、教育課のほうに移らせていただきます。予算書の14ページ、教育費、教育総務費、目が教育研究費、節として報償費、説明として心理相談謝金等ということで45万円が計上されておりまして、概要書によりますとその45万円の中の10万円というのが学習支援塾講師謝礼不足分10万円計上されておりまして、学習支援塾の開催は本年度より取り組まれている事業であります。この学習支援塾を受講する生徒は、任意による希望者が受講できるシステムになっているのか伺うと同時に、開催実施状況、9月から多分記憶によりますと2月まで土曜日に実施するのだというふうなお話も以前伺っておりますけれども、9月から12月に入るわけですけれども、9月、10月、11月の受講者の実績、そしてその人数というものが対象生徒中どのぐらいのパーセンテージであるのかお伺いすると同時に、今回の学習支援塾講師謝礼不足分に至った経緯をご説明願いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

学習支援塾については、今年度の9月から実施するという予定で、当初の5月と7月に生徒を任意で募集しております。現在57名の生徒の皆さんから応募がありまして、現在は4班に分かれて受講している状況があります。内容的には英語が2班、それから数学が基礎編と応用編の2班で分かれております。当初予算については、講師4名で対応することといたしましたが、受講生の人数ふえましたので、現在5名の講師で対応しております。このため講師1名分の謝礼が不足するというので、今回10万円は補正をさせていただきました。

開催状況と参加人数については、9月は3日、10月が3日、11月2日ということで行っておりまして、来年2月までにかけて土曜日のスクールバスの利用されるときを利用しまして行っているという状況になってございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) もう一つお答えいただきたかったのは、57名という受講者数というのは対象児童に対して、対象児童は何名であったのか答弁いただくと同時に、英語と数学2教科においてこの支援塾が開催されているわけですけれども、数学に関しては基礎編と応用編という形の2クラスに分かれているというご説明であったかと思えます。英語に関して、英語の習熟度によってクラス分けみたいなものはなされているのか。数学においてもその生徒個人個人の習熟度によってクラス分けというのは今後される可能性がありやなしやについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

大変失礼をいたしました。先ほど答弁すればよかったのでありますが、57名の生徒が応募ございましたので、対象は全て57名の生徒が4班に分かれて受講しているということですので、割合としては現在の生徒のうち何%という割合しかありませんけれども、希望者は全てまずは受講されているという状況ですので、100%受講はされておりますが、英語については前に学校の先生を退職された方と、あとは現在塾の講師もやられている方からということで、2名の方がやっておりますので、特に習熟度別とか、そういう分け方はしていないかと思えます。数学においては、先ほど申し上げましたように基礎編と応用編に分かれておりますので、一応その辺はある程度の習熟度に応じて分けられているのではないかと考えられます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) この支援塾について、もう一点だけお聞きいたします。

今年度取り組むということはなかなか難しいかと思えますけれども、英語、数学以外の教科というのが受験科目にはあるかと思えます。そういう意味で他教科へ31年度においては広げなければいけないというふうなお考えは発生しているような状況であるのかないのか、お聞かせ願いたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今現在、遊佐中の3年生についてはいまだかつてないほど優秀な方々がそろっておりますので、今のところ受験対策としての英語と数学ということに重点を置いて塾は行っておりますが、今後のことについてはまだまだ場所の確保もございまして、講師の確保もありますので、今のところは英語と数学の2教科で実施をしまいたいと思っております。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 今年度英語と数学で立ち上げさせていただきました。57名の利用頻度は、高いか低いかはいろいろご意見の分かれるところだと思いますけれども、午前中、お昼までそこで勉強する、これはもちろん直接英語、数学学習するわけですから、勉強になるわけですが、やっぱり余勢、勢いを買ってといいますか、うちに帰ってからの、まだわからないところ残ったとか、ここをもっと調べてみたいとか、そういうまたうちに帰ってから自分の勉強の意欲につながるという意味では、また別の意味で一つのきっかけづくりのポイントになっているのかなと思えますので、その後いろいろチャレンジテスト等もあるわけですが、やっぱり頑張って子供たち成績を安定的に伸ばしているという中学校の状況も聞いておりますので、教科をふやす必要があるかどうかは子供たちの希望もあると思えます。講師の確保等いろいろ課題もあります。部屋の確保が一番難しいと思うのですけれども、その辺は最大限のバックアップでできるだけ効果が発揮できるように、子供たちの意向と中学校の意向等も勘案しながら検討はさせていただきたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) よろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきます。これが最後になるかと思えますけれども、14ページの教育費、項が小学校費、目が学校管理費、節が工事請負費として施設改良工事費、これは9月議会においても質問させて、要望もさせていただいた件でありますけれども、小学校の普通教室のエアコン設置工事費として1億7,000万円、中学校の普通教室エアコン設置工事費として4,363万5,000円、そのほかに工事実施設計プラス監理委託料として小学校では1,190万円、中学校では301万円計上されております。これは、国の秋の補正により大きく動き出したことによって喜ばしいことだなと考えております。この事業、遊佐町の小中学校でのエアコンの設置計画というのはいかなるものなのか。これ普通教室全教室においてエアコンというか、空調設備が設置される予定なのか。それ小中学校に関してお聞きすると同時に、この設置に向けたタイムスケジュールというのはいかなるようになっているのか、お聞きしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

当初の計画といたしましては、9月のときのご質問もありまして、本来は遊佐中学校が余りにもコンクリート製なものですから、3階の3年生が大変な環境であるということもありましたので、当初予算に向けては最初遊佐中学校の3階の教室についてエアコンの整備を考えておりましたが、途中から政府の主導で補正予算ということでこうい

ったエアコンの特別な交付金の制度が創設をされましたので、非常に有利な制度でございましたので、内容は全員協議会のときに申し上げましたけれども、事業費の33%が国庫補助で、残りは起債充当率100%、元利償還金の60%が交付税措置ということですので、町の負担がほとんど26%程度だったと思いますけれども、そういう有利な制度でありますので、この際小学校、中学校全ての普通教室、それには特別支援学級も含めますので、そういった意味では教育環境は十分整備されていくかなと思っているところでありまして、今後のスケジュールとしては、今回の補正を通りましたら今月中に実施設計の入札を行いたいと思っております。来年2月末までの間には工事の入札を行いたいと思っておりますので、その後当然小中学校の授業に影響の及ぼさないような工事期間を見まして、春休みや連休等を利用することになるかもしれませんけれども、まずは夏前まで何とか工事を終わらせてエアコンを整備したいと考えております。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) これ私なんかは心配症なものですから、非常にこの小中学校のエアコンの設置について全国一斉にやってしまうものですから、このエアコンの機材の確保自体も大変なんでしょうし、この設置する工員の方の手配というのも非常に大変なのだろうな。これ宮城県のニュースなんですけれども、宮城県ではこの小中学校のエアコン設置に関して、業界の能力を明らかに超えているのだというふうに、お手上げ状態に近いものがあるというふうな報道がなされております。これ山形県においても、そういう状況というのが新聞等々で何とか町小中学校のエアコン設置予算可決とか上程とかというニュースが毎日のように載っていることを考えれば、非常にこれから駆け込み需要というか、もうみんながそこに、エアコン特需だと言われているぐらいですから、みんなが集中するのではないかな。そういう意味ではやはり計画的に、おくれることなく取り組んでいただきたいなということを要望させていただきたいと思えます。

このエアコンについて最後の質問なんですけれども、この文科省に対する要求分、遊佐町の各小学校の資料をいただいたわけなんですけれども、蕨岡小学校というのが教室の数も、そして面積においても藤崎小学校のほうが若干少ないんですけれども、いわゆる予算額が藤崎小学校よりも半分以下、1,689万円ぐらいの要求額になっていて、藤崎小学校のほうは3,760万円、ほぼ半分ぐらいの要求になっているわけです。これというのは、やっぱりオープン教室であるかなしかによってこれだけ予算が変わってきているものであると認識してよろしいわけでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

それぞれの小学校の教室の面積的にもそれぞれ違いますので、その辺も面積に応じてエアコンの機種を選定についても、一応オープンスペースというような今の小学校の状況もございますので、例えば機種に応じてはエアカーテンのようなもので極力省エネで抑えるようなタイプにするとかいろいろ検討しまして考えておりますので、金額についてもそのような状況を勘案して設定されております。

委員長(菅原和幸君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) ありがたい国の施策でありますので、しっかりと国の施策に乗った形で、いわゆる小中学生の学習環境の向上に努めていただくことを切に願ひまして、私の補正予算に関する質問は終了させていただきます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 私のほうからも質疑をさせていただきます。

まず、福祉課のほう、10ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中の20節冬期暖房灯油購入緊急助成金400万円補正計上となっております。概要書には1軒当たり5,000円の800世帯とありますが、その800世帯になった理由をお願いします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

冬期暖房用灯油の購入緊急助成につきましては、町民税が非課税世帯で高齢者の世帯、障がい者の世帯、ひとり親の世帯、そのほか生活保護世帯といったような世帯を対象に事業を実施する予定でございます。それらの世帯について積算をしてみますと、およそ800世帯というふうなことでございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) ことしの夏場、災害とも言えるような暑さでした。灯油代を助成するならば、暑さはどうか、その辺執行部としてはどのように考えているのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

この冬期暖房灯油の緊急助成につきましては、1世帯当たり5,000円というふうな予定でございますけれども、実際は灯油を購入する際にその券を出すと1枚1,000円割引になると。ですから、実際お支払いするのはその券の額面の金額を引いた金額を購入された方がお支払いするというところで、実質的には現物支給というふうになっております。電気の場合は、現物支給というふうなことがちょっと技術的には不可能かなというふうに思いますので、まず今のところ夏の冷房の電気代というふうなものについては検討していないというところでございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 余計なことを聞いてしまいました。

この前、町民課長もいますけれども、念仏の練習があつて、高齢の女性たちが50人ぐらいかな、集まったときに、灯油代5,000円いただいて大変助かるという人が口を発しましたところ、「えっ、何で。何でいただけるの」ということになって、そこで私も黙って聞いていたのですけれども、どのような、誰がどのように決めているのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 基本が町民税非課税世帯というふうにしてございますので、先ほど申し上げました世帯の皆さんに事前に申請書をお送りしております。手続も大変簡単な形でできるようにというふうにしていただいております。町民課の税の情報等を健康福祉課で使わせていただきながら、抽出をしているというふうなことでありますので、申請書が届かないということは、その世帯は該当にならないというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 誰がどのような形で決定しているのかという土門委員からの質問でありましたけれども、我が遊佐町では灯油が1リッター90円を超えた場合は福祉灯油券という形でこれまでずっと何回かその事業を進めておりますし、また山形県からことしは灯油が高いので、県の事業でも福祉灯油券を使いませんか、やっぱり照

会もあって、それについてその券について、では遊佐町でも行いますよという形でその制度を使わせていただいているという現状でございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) やはり特に主婦は感情的になりますので、しっかりとその辺の家族構成等をしっかりと調査の上、決定していただきたいと思います。それでは、この項は終わります。

次、11ページの4款衛生費、1項保健衛生費の中の13節委託料14万7,000円、産後ケア事業委託料とありますけれども、日数ふえたのか何かその辺説明をお願いします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

産後ケア事業につきましては、平成30年度から新規事業として開始をしたというふうなことでございます。当初予算におきましては、1泊2日の利用で3人分、17万7,000円を予算化したところでございます。利用日数については、希望により延長もできるということでありまして、それに対して今年度9月にお一人利用がございました。そのときの利用形態がお一人ですけれども、2泊3日で利用をされてございます。その際遊佐町で支払いした委託料が8万8,000円ほどというふうなことでございます。当初1泊2日の利用でいいのではないかとというふうなことで予算を積算したわけですが、実際に利用していただいた方からは2泊3日で本当にありがたかったというふうにいただいたわけですが、1泊2日ですと1日目午後から、2日目は午前中でほぼ終わりというふうなことで、実質的には1日24時間というふうなことになりますので、やはり内容的にはちょっと短いのかなというふうなことがありましたので、今後の利用の要望があった場合には2泊3日を利用できるようにということで、既決予算の残額と合わせまして2泊3日の2人分の予算を確保させていただきたいということでの14万7,000円の補正のお願いであります。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 1泊2日から2泊、これ最長4泊5日だったと思いますけれども、産後2カ月間の間とありますけれども、1回この事業を使って2カ月の間にやっぱりもう一回聞きたいのだ、もう一回指導を受けたいのだというときに、2回は利用できるのかどうか、その辺お聞きいたします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 利用につきましては、お一人1回というふうに行っているところでございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) ちなみに、この個人負担はあるのでしょうか、これ。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 個人負担につきましては、1泊2日3食つきで5,000円、1日追加ごとに2,500円というふうになってございます。これは、町民税が課税されている世帯になります。非課税の世帯については、1泊2日で2,500円、1日追加ごとに1,250円というふうになってございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) わかりました。これも広報などでもお知らせしていただければありがたいなと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、企画のほうに入りたいと思います。13ページの7款商工費、3目観光費、11節需用費の中の19万

7,000円光熱水費とありますけれども、その内訳をお願いします。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

光熱水費19万7,000円であります。これにつきましては、水道料金についてはことしの2月の寒波でふだん凍結しない西浜公衆トイレと、あと十六羅漢公衆トイレの水道管が凍結破損しまして、その関係で4月請求分の水道料金が増加したと。あとそれから、夏にもその西浜公衆トイレの便器のバルブの故障によりまして水が出っ放しになって、水道料金が増加したと。あとほかには西浜海水浴場シャワートイレ棟の水道料金も4月の好天によりまして前年比よりも増加したこと等々の理由によって補正をお願いしたものでございます。また、電気料金につきましては、キャンプ場、それから海水浴場の臨時照明の電気料金が当初見込みよりも増加したということにより補正をお願いしたものであります。19万7,000円の内訳でございますけれども、水道料金が12万5,000円、電気料金が7万2,000円という内訳でございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 水道料金12万5,000円は、冬の凍結によってということでありました。十六羅漢のトイレと、あぽんの駐車場のトイレですよね。私も研修に行って、ここのラーメン食べようかと思うときに、ほかの施設ですけれども、トイレに入って、何と和式のトイレがあふれていて、あっ、ここでは食べないと、食べれないと、食べたくないと思って、出てきたことがあるのですけれども、十六羅漢のトイレも和式なのですよね。それから、あぽんの駐車場のトイレも和式なのです。やはりラーメンを食べる前にトイレに入って食べようかなというお客さんもいるかと思うし、ラーメン屋さんの味自体がちよっとお年寄りというか、高齢者向きの味なので高齢者がすごく多いです。だから、和式のトイレを洋式のほうにかえたらどうでしょうか。その辺伺いいたします。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

十六羅漢の公衆トイレも大分古くなってきているという状況であります。一般的に観光地のトイレというのは、その観光地を訪れる際に非常に観光なされる方にとって重要な部分を占めているということは間違いのないわけでありますので、ここは観光施設の一部でもありますので、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 振興計画にも上がっておりますけれども、やはりラーメン屋さんとか十六羅漢に来た人たちが一年でも早く、快く気持ちよくトイレを使っていただくためにも、幾らでも早くあそこは私は洋式のきれいなトイレにするべきではないかと思えます。中の従業員もあそこを使っているわけなので、ちょっとイメージからしてまずいのかなと思うので、あの辺はまずなるべく早く、前倒ししてでも洋式のほうにかえていただきたいと思えますが、課長の思いをお聞きします。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今ここで何年度にというお話はできないわけでありましてけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、振興計画のほうにも載せてございますので、なるべく早い時期に計画的に整備を進めていきたいと、改築をしていきたいというふうに考えております。

委員長(菅原和幸君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) そこはしっかりと考えていただいて、よろしくお願いします。

私は、これで終わります。

委員長(菅原和幸君) これで5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) それでは、私からも質問させていただきます。

先ほど2番、4番委員からも質問のありました13ページの住宅管理費でございます。これは、若者定住住宅工事費との組み替えというような形になっておりますが、この予算措置に当たって10棟分という話でありました。そうすると、1棟200万円ということであります。さきに全員協議会の中で伺った説明では、御所ノ馬場の方式を踏襲して行うのだという話でありました。どのように変わったのか、変わった経緯を説明願います。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

経緯というお話でございました。今委員のほうからもお話しいただいたとおり、方針転換をさせていただくということで、10月の25日、議員の皆さんからお集まりいただきまして、全員協議会開かせていただきまして、設計書の内訳書等々ご説明をさせていただいたところでございます。その後でございますけれども、11月に入りましてすぐに内部のほうで協議をさせていただきました。関係課等々参集いたしまして、これからの対応をどのようにしましよるかということで検討させていただきました。現地のほうは、既に造成も終わってございますので、いち早く土地利用を図りたいと、跡地利用を図りたいということで、早急に参集して検討させていただきました。内容につきましては、今お話しいただきましたとおり御所ノ馬場の民活を活用した形での事業を進めていきたいと思います。11月の中旬にそのような方針を決定させていただいたところでございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 御所ノ馬場の部分は、プロポーザルをしていったのですが、準備として予算計上するときには要綱が変われば、要綱が変わりましたねと。その要綱に従ってプロポーザルをすることを前提に予算組みして、補正に出すわけです。その説明がなかなかなかったと。今回の議会で補正で初めてこの金額出ました。さきの全員協議会の中では、まずは一歩立ちどまって考えを見直してやりましようやという話でありましたので、要綱等はかなり変わった内容で今予算組みがなりました。要綱等は企画課でやるので、所管ですので、私は答弁は求めませんが、順番として、予算決めてから要綱決めてプロポーザル決めるわけではないので、流れとしては予算が一番最後なのだと思います。その予算が最後であれば、その前にそれなりの、御所ノ馬場は170万円から今200万円になったその経緯、そしてまたその地盤改良に必要な経費は何で必要だったのか、それをしっかり要綱に示して、初めて予算づけになる。要綱が変わったという説明がありませんでした。説明がない。そして、その方向性でプロポーザルをして、その結果3,300万円という予算をここに計上しているのですから、やり方としては反対ではないかな。逆ではないかなと。なぜ逆になったのか伺います。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

物事の進め方の順番というようなご質問だと思います。今委員のおっしゃったとおり、一度立ちどまってからこれまでの予算上程するまでの経過ということで先ほどご説明させていただいたとおり、予算の締め切りといえます

か、その辺までちょっと期間もなかったということもございますけれども、本来であれば今委員のおっしゃったとお
り立ちどまった後に方向性が見えたところでご説明するべきだったのかなというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) まず、予算のあり方、進め方の話でありました。

(何事か声あり)

9番(高橋冠治君) ちょっと話を聞いてほしいのですが。

町長、この間全員協議会の中で一歩立ちどまってという話をしました。説明、我々も十分理解をしまして、そう
すねと、一歩立ちどまってその次の計画に行きましょうという話をさせていただきました。常々町長は、いろんな情
報を皆さんに提示して、常に新しい情報を皆さんに流して、そして共有した形で物事を進めようというふうに常々
おっしゃっております。全員協議会もそうなのです。一歩立ちどまるための全員協議会であったはずなのです。だ
とすれば、今その一歩立ちどまったところから1つ足を動き出す。一歩とまったところから動き出す、そして要綱も
大分変えていかなければ先に進めない予算を今出したということなので、それはそれで、何で全員協議会をして
要綱も変わりますと、前回の10月25日の全員協議会の中では御所ノ馬場の要綱をもとにやりますよと。あっ、そ
れではいいのですか、では御所ノ馬場の1戸当たりの補助金170万円。御所ノ馬場は、別に地盤改良も必要ない
ので、地盤改良費もなかったと。新たに地盤改良費。だから、要綱変わっているのです。何でその一歩踏み出すと
きに、やっぱり説明がなかったのか。私はあってもよかったのかなと思いますが、町長どうでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 要綱の基本は、民間賃貸住宅の建設でありますから、要綱の基本は何ら変わっていないで
す。そして、基本的には変わっていないけれども、金額が、そんな立ちどまってと言って3カ月も4カ月も立ちどま
ったら年度中に入れたい。町民の皆さん、若い人たちには早く住宅つくってくださいよ、それに応えるというのはそ
れなりのスピードもないと、役場の仕事はどれも計画づくりは上手だけれども、実際は遅いのだよねと言われること
はやっぱりある程度のスピード感、そして町民の若者のニーズに応じていく、これも大分おくれてきていました。そ
れらに対応するには、基本は変えないけれども、金額のプラスはあっても、それは何ら基本を変えたというふう
に私は思っておりません。

それから、遊佐保育園前のゆぎ交通跡地についても、土地については大丈夫ではないかとおっしゃいますけれど
も、実はあそこにはプールの残材等入っていた関係とか外構とかの問題では、そこにはかなりの金額をあそこの
賃貸をする場合にも予算として投入をしている。そして、ここにはやっぱり駅前一区で非常に、公民館つくっている
わけですけれども、あれら等の地盤の改良等がどのような方式で、そしてどのぐらいの予算でできているかとい
うのは非常に参考になる資料ありました。それら等をプラスしたということで、基本はそんなにも変えていないとい
うことを理解していただきたいと思います。そんな大きいがらと、今まで制度がないやつについてやるというのでは
なくて、今まであった金額プラス町の中心部のまさに町営でやりましょうといった基本的なものについて、シンボ
ル的なものについて、やっぱり導入、参入していただくためにはそれらの制度をより充実させて、民間の力をおか
りしようという発想に向かったということに対して、基本が私は変わったという感じは全くありません。そして、予算
要求の段階でもそれはしっかりと要綱案をもとに財政当局に予算を要求して、そして予算が総務でオーケーした
のだという経過踏んでいますので、私があしろ、こうしろと言った記憶はございませんので、その辺は手順的に
は何ら問題ないとこのように思っています。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 私は、町長がああしろ、こうしろなんて言った覚えもございません。言いませんよ、私は。ただ町長には、10月25日に全員協議会して、こういうことなので、一旦立ちどまりましょうやと言ったのですから、ではPFIIになったときになりましたよと、でも要綱は変わりませんよと言っていますよ。基本要綱は変わらないけれども、中身は随分変わっているのです。中身が変わっていれば、やっぱり説明する必要は私はあるのだと思います。だから、待ちに待った若者定住住宅を、我々だってこの間やめろとは一切言っていない。進めましょう、進めましょうと言っているのです。進めるときには、町長は常に、常にですよ。情報は開示して、皆さんと共有した意見の中で進めたいと常に言っているのです、今回もそういう話があって3,300万円の組み替えなのだとは思っていました。なぜ御所ノ馬場の場合と、今地盤改良工事に1戸当たり130万円の補助金が必要なのか、その説明すらなくて、ただ予算を出したからいいでしょうではないのです。私はそこを言っている。だから、町長が進めましょうと言っていれば、どうぞ進めてくださいですよ。ただ、ちゃんとした説明があって、皆さんの納得いくような予算であれば何も問題ない。問題ないのです。その辺はどうなのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 私は、どうもこの議場の議論が基本的に私は進めるほうが賛成なのだと言っておきながら、その手順云々ではなくて、基本的なことが賛成であれば、それは手続にいろいろ指摘をいただければ、それはそれとして現場で受けとめるわけですから、そういう進め方で何ら問題あるのでしょうか。基本的に進めましょう、なら進めようではありませんか。そうしないと若い人たちのニーズに応えていけない。そして、若い人が今、役場の職員もショックだったのは、結婚しましたよね。だけれども、住むところないから酒田のアパート借りましたよねというのは、こんな続くとちょっとショックです。せっかく若い人たちから住んでもらいたいのに町が住宅を準備できない。ですから、民間の力をかりてやりましょう。だけれども、民間の支援を得るためにはやっぱりそれなりの制度、基本は基本として、だけれども、プラスアルファして充実させていくということ自体に議会がノーというような状態だった。それでは仕事が幾らやっても進まないと思っておりますので、前に進めるのであれば賛同をお願いしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 議会がノーとなんて誰が言っているのですか。議会がノーと言っていると仰いましたね、今。誰かノーと言っていましたか、ここで。私だって前向きなのです。ただ、その地盤改良工事だとか、それからもう一つは御所ノ馬場は町の遊休地を使ってということがあるのです。今まで遊休地、使われていないのを有効利用するための土地政策でもあるということでもあります。果たしてその場所が町の遊休地なのか。私は、そうではないのかな。なので、こういうふうには基本は変わらないと町長は言いますが、中身は大分変わっているのです、そのための説明は必要ではなかったかと言っているだけで、誰も反対ですなんて一言も言っていない。町長言っているとおりに、望んで遊佐町に住みたい方もなかなかその入る賃貸がなくて、仕方なくと、そうなのです。だから、我々議会も早く、どうぞ早くしてくださいと言っています。だから、先ほど言ったようにそのためにはうまく事が進むにはちゃんとした変わったところは、基本は変わっていないと言っても、中身は変わっておりますので、その説明もしながら予算計上をすればいいではないですか。予算計上してから中身は変わりましたというようなやっぱり説明の仕方では、えっと思うのです。だから、聞いている話です。誰も反対なんて、議会誰も反対なんてしていないのです。町長、その辺そうですよ。今ノーという、どこでノーと言った。お聞きします。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) ですから、議会というのはいろんな議案を出しながら、補正予算の議案も出しながら、それに足りないところがあったら、やっぱり議会のチェックをお願いしながら次に進めるためのこの議会があるわけでありまして、予算がないので、予算をつけないで議案を出すというわけはいかないわけです。それから、プロポーザルするにしても、予算がないところで町営住宅つくってくれる方いますか、いませんかという事業にはもう進めないわけで、それら等を提示しながら、その中で審議していただいた意見は参考にさせて、現場のほうでしっかり取り入れていく努力をするわけですから、それらの職員の苦労もご理解を賜りたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 今町長に議会がノーと言ったか言わないかを確認しただけの話でありますので、その辺はどうなのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 私は前に進めましようと言っているわけですから、議会の皆様はこれまでノー、だめだということは一回も具体的に私に申し入れをしたということはありません。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) では、先ほどの答弁は違ったという意味で捉えていいのですよね。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 提案事項についての質問の中であって、そのように理解できる質問があったということだけは事実だと思っておりますので、それを感じて申し上げたということでございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 感じて申し上げたということは、町長の心の中にはそういうふうにつまねられたということでもあります。

この若者定住住宅は、いろいろ係争中の土地があったり、いろいろ問題を抱えながら今に至っております。先ほど言ったように大きく変わった、予算が変わりましたよね、やっぱり。一戸建てする。PFI。10月の25日に町長から示された部分、我々大賛成で、町長そうですねという話で終わっていました。それから、町当局はどのような考えで12月議会に予算を計上するのかなというふうにとずっと待っていました。そしたら、12月議会になって予算提示になったときに、いや、実は1戸当たりの補助金も変わりました。基礎改良工事にもお金をつけます。町の遊休地ではないけれども、やります。やっぱり変わっているのです、中身が。基本変わらないから説明要らないというのは、それはいかがなものかなというふうには私は思っています。基本的に我々も早くやってほしいのです。だから、その前にちゃんとした説明を受ければ、何で地盤改良工事にこのぐらい必要なのか、とか、だから聞いているのです。誰も予算に反対するなんて私は一度も言っていません。

もう一つ伺います。本来であればちょうど中央の土地がまだ町では買収していませんね。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) 先ほどの要綱の中の内容でございますけれども、基本的にまず先ほど町長おっしゃったとおり要綱の内容につきましては変わってございません。ただ、建坪面積当初は十七、八坪ということ想定しまして、1戸当たり、一戸建てでございますけれども、170万円ほどの支援金ということでご準備させていただいております。今回、舞鶴地区につきましては、建坪1戸当たりですけれども、20坪以上をお願いしたいということ

プロポーザル条件のほうに組み入れさせていただきたいというふうに考えてございまして、建坪がふえるということとございまして、170万円から200万円と、1戸当たりですけれども、そういう形で支援金を交付させていただきたいということがまず若干といえますか、金額の変更ということで、基本的に考え方は変わってございません。これは、要綱、舞鶴地内の要綱等も作成しております、その要綱に基づきまして予算要求も財政当局のほうとさせていただきますし、プロポーザルの内容につきましても企画のほう担当になりますけれども、企画のほうでも整備しているというふうにお聞きしております。

なお、東側の開発ということでもありますけれども、これまでも中央公園や子どもセンター北側一帯の整備を図っていきましょうということで、町のほうでも住宅環境整備に乗り出す必要があるだろうということで、その一帯を計画してきたところでございます。この一帯につきましては、ご存じのとおり用途地域内住居第2種ですか、指定となっております用途指定が施された地域であります。しかし、何十年にわたりましてなかなか土地利用が図れなかったという状況でございます。また、21年ころでしょうか、都市計画道路3本……

(何事か声あり)

地域生活課長(畠中良一君) 土地につきましては、地権者の同意のもと適正な価格で取得できるものにつきましてはこの間の一般質問でも町長答弁なされたとおり、そのような状況になりましたら用地取得を進めていくという方針でございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) まだ中央の部分が用地取得になっていないということであります。なっていないということは、ひょっとしたら買取ならない可能性もあるということにつながるのではないかと危惧しているところです。それはなによりよろしくお願ひしたいと思います、今の説明でやっと私は説明を受けました。17坪から20坪にするから170万円から200万円にしたほうがいいのか。これですよ。これがないのです。ちゃんと言っておけば、あっ、何でもう30万円アップしたのかと。やはりもう少し広い家にしたいから、こうしたいのですと聞けば、ああ、そうか、それで広くするからやはり補助金を多くするのだと、地盤が悪いからその分に補助するのだと言えば何も問題ないのです。ただ、だから何でその組み替えしたときの今までの過程をちゃんと全員協議会したのですから、最初に、一歩立ちどまるときに。なので、一歩歩み出すときには、それらの説明は欲しいなというふうに私は思って今の質問をしていることであります。誰も反対の意見を言っているわけではありませんので、それはしっかり皆さんわかってほしいなと思います。何か言うと反対だから言われると、問題ありますので。

それで、そうなれば地盤が悪いことがわかりました。どの区画まで、今町が将来的に開発をしようとする区画に建てる時には、PFIで建てる時にはその業者に対して多分地盤が悪いので、今後ともその地盤改良費も含めた補助金をするのか。その町が計画している外に業者がやりたい、個人で、個人というか、遊休用地ではなくてやりたいというときには、それは町の遊休用地ではないので自分でやってくださいというふうになるのか。これは、今課長が言った、やっぱりプロポーザルをすることを前提に予算組みをしているのです。それがないと予算組みできないので。なので、町の計画地域外にそのような若者定住住宅建てたい。当然地盤が悪いとなれば、そういうようなある程度の、これ要綱に当たりません。全く違うわけですから。そういうところもやっぱり補助金を出していくという考え方でいかないと、これからずれが生じてきます。ずれが。なので、要綱つくったり、要綱の内容を変えるときには、しっかりした説明が欲しいと、そういうことなのです。

そして、50年という借地権の設定がありました。たしか去年に説明伺ったのですが、借地権となると企画課、総務になるので聞けないのですが、50年ですよ。要綱には50年後には更地にして返してくださいと、もしくは継続だと、そういうふうな要綱あります。もう50年先、多分ここで一生懸命頑張っている人は向かいに二、三人、こちらにゼロ、1人、2人はいますが、そういう状況にあります。大体30年後の2050年に遊佐町の人口8,000人とされているのです。プラスもう20年です。なので、遊佐はあるかないかもわからない状況の中で50年の設定、それは法律の問題もあるかと思いますが、50年後のことを我々は心配するものでもないのですが、やはり更地にして返してくださいというこの担保保証は何もないという要綱ですから、担保保証がない。もし会社であれば48年目に倒産してお手上げだというふうになれば、そのまま放置ということも考えられるのですが、その中で心配するのは、その更地にする保証担保というのは要綱見ても何もないのです。プロポーザルの中にも書いてありますよ。50年終わった後、継続にしてもいいし、いろんなことを書いてありますが、更地にする担保をどのようにとるかというのは何も書いてありませんので、その辺もやっぱり私はもうそのとき関係ないのですけれども、その辺も心配されますが、その辺はどう……これは要綱ですからね、誰か次聞くでしょう。そのとき、企画課長が答えていただいて、お願いしたいと思います。

なので、まず町長はやはりスピード感があると先ほどおっしゃりました。本当にスピード感が必要なのです。スピード感が必要なときには、しっかりした潤滑油が必要なのです。その潤滑油というのは、説明なのです、丁寧な。常に丁寧な説明と言っている町長なので、しっかりした説明をすれば何もだめだとかは言っておりませんので、先ほど課長が言った説明を前もって全員協議会のもとでお話をして、皆さんから納得してもらえれば、私はこんな質問はしなくてもいいのです。よろしくお願ひしたい。

これ以上言っても先に進まないのです、では最後に1つ。先ほどから、どれでしたっけ、13ページの今の上段に商工振興費があつて、八福神の跡地利用といいますか、そのための委託料、それから使用料及び賃借料というふうにあります。八福神大変心配しておりますし、町に対して有効利用があるのならということで大阪有機の会社のほうからもお願いされているのだと思っております。ただその加工といいますが、今2者が手を挙げてやるというふうにあります。基礎ができていてこの加工場に入る人は私は問題ないのだと思います。今6次産業化とひたすら言われて何年もなるのですけれども、新たに起業して加工品で何とか生きていこうという人方に対してはこの設備の中でどのように対応できるかわかりませんが、やっぱり試作できる場が必要なのだと思います。これを町でつくれとは言いませんが、本当はあれば非常にいいのです。ことし春に山形県で山形県食品加工支援ラボという施設をつくりました、山形市に。3億2,000万円ほどでした。この間視察に行ったのですが、そこではほとんどの加工品がつくれるようになっておりました。自分たちの食材を持ち込んで、そして加工するに当たっては、その職員から加工のノウハウを聞きながら、そして専用のしっかりした1台一千何百万円というちっちゃい機械もありましたが、レトルトからアイスクリームまでいろんなものがつくれる設備でありました。やはりそういうような一歩試してみようかというときに、そういうような施設が大事でありますので、ぜひ町としてもなかなか加工場をつくってくれという声は大きいのですが、それでは皆さん参加しますか、何をつくるのですかと言われたとき、尻込みするのが多いということなので、ぜひ町からもそういう施設があるのだと、1時間幾ら、高くて1,000円とか2,000円の使用料で数千万円の機械を利用できるのですから、そういうようなアピールをしていただいて、6次産業のエンジンをかけるその一つにしてほしいと私は思っておりますが、その辺どうでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回整備する部分は、面積で言えば259平米ということで、全体の17%にすぎないということがございます。ただ、今庁舎内でもプロジェクト会議をつくったり、いろんな民間企業の方にもいろいろその活用について、利活用について打診をしたりというような状況が続いておりますけれども、やはり今委員おっしゃいましたこれから新規に入られる方についてのことを考えれば、やはりまだすぐにそれを商売に結びつけるとかまでの準備期間の方もおるだろうし、そういう思いはあります。今回の259平米の中にも共同加工場というスペースを設けていまして、大部屋と中部屋と仕切りを入れようと思っているのですけれども、その中で試作品もつくれるような形、営業までいくなかなか共同施設というのは衛生の関係で代表者を立てなければいけないとか衛生上いろいろ厳しい決まり事はあるのですけれども、そういった試作の段階で販売まで結びつかないものであれば、この共同加工場の中でも十分ここも利用できるということもございますので、それも視野に入れて整備を進めてまいりたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) ある程度の試作をできるような施設、やり方もするということでありますが、それはいいと思いますので、その辺の発展の中でやはり食品加工ラボというような施設もあるということもPRしながら、それに近づけていければありがたいと思います。

これで私の質問は終わります。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 9番委員の企画課長への質問を尋ねられるのは、見回したところ私しかおりませんでしたので、手を挙げさせていただきました。まずは50年後どうなるのか、9番委員の心配を取り除いていただきたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えいたします。

定期借地権の50年という設定につきましては、その法律、定期借地権の法律に基づいて設定をさせていただいたということがございます。確かに50年後というのは誰もわからないというのは、それは確かでありまして、これはあくまでも契約行為でありますので、その契約に基づいて履行をしていただくということの前提でお願いしておりますので、最終的にはその形をお願いをするというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 9番委員、よろしいですか。

では、自分の質問に戻ります。今回、民間活力に移行していこうということは10月25日時点においてもやっぱり行政がつくる建物と、それから民間でつくる建物のいわゆる価格の差というのは想像できておりましたので、私も大いに賛成ではありましたが、さて今回のいわゆる補助支援要綱が増嵩したわけですけれども、それが今後遊佐町の支援要綱のスタンダードにはなるのかならないのか、今回舞鶴だけの特殊事情なのか、その辺企画課としてはどういうふうにお考えですか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回民間活力の賃貸住宅建設事業の要綱につきましては、舞鶴地内ということで要綱を作成しております。あく

までも今回町が造成したあの区画、6区画ですか、その区画に対して行っていただく事業ということで要綱を作成いたしました。基本的な考え方といたしまして、その民間事業者にも町有地を長期間貸し付けて町が建設しようとしていた住宅、要するにメゾネット式の町営住宅、それに沿った形の住宅を建てていただきたいという思いで要綱のほうは作成をしております。ですから、先ほど地域生活課長が説明しましたとおり、面積的には約65平米以上の建物、大体20坪以上の建物をお願いするということと、あとは2LDK以上の間取りということ等々お願いすることとして、要するに町の町営住宅にかわるものとしてお願いするということで、補助金のほうも200万円に増額をさせていただいたということにしております。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) いわゆる町で造成地として用意した部分だけの特殊条件というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回、今造成地としてできているのは、完成しているのは6区画ということで、それを念頭につくった要綱でございます。舞鶴地内ということで作成しておりますので、今後東側についても町でそういった形でまた民間にお願いするということであれば、同じ要綱でプロポーザルをかけるということもあり得るかと思えます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 東側の2区画、今まちなか駐車場として使っているわけですがけれども、あれもいわゆる若者向け住宅地とその背後地というような意味づけで取得して整地しておるわけですがけれども、そこは入っていない、今造成した部分だけで、今後あそこまで、ほかの2カ所まで広げようという、そういう意味の今答弁でしたでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回プロポーザルでお願いするのは、今6区画のうちの2区画ということでお願いをする予定でございます。将来東側の土地についてもこの民間活力の事業でお願いするかどうかはまだ決まっておりませんので、そういった可能性もあるということだけはご理解をいただきたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) それでは、今回民間にお願いする区画ですがけれども、分譲地であればそれなりの広さというものが明示されるわけですがけれども、その辺のことは想定されておるのでしょうか。10棟ということでしたので、1棟、1区画当たりどのぐらいの面積になるのかというのは想定されているのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回プロポーザルをかけるのは2区画。1区画が約150坪弱ですか、そのぐらいの面積でございます。今回1戸当たりの補助が200万円ということで、これ一人、要するに1事業当たり地域生活課で持っている補助事業の上限が1,000万円でございます。ですから、我々の思いといたしましては、1事業所当たり戸建てであれば5戸が上限かなという考えのもとで、要するに2区画で最大でも10戸であろうという想定をしております。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 今1業者当たり5区画というなお話がありました。ご存じのとおり31年度は三隣亡でございまして、なかなか大工さんたち仕事のない年になるのかなというふうに変な危惧をしておりました。これだけの区画があるわけですから、それこそ5区画というだけでなく、もっといっぱい業者に参加してもらって、モデルハウスのように競ってもらいたいといういろんな住宅があってもいいのではないかなというふうなことをこのお話を聞いたときに私は考えたのですが、そのようなことというのは想定できますでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今の段階ではそういった想定はしておりません。ただ、今の委員のご意見は参考にさせていただきたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) そういうことで10月25日から1カ月以上時間があつたわけですので、私だけでなくいろいろ意見を皆さんぶつめたかと思えます。特に若者住宅に関してはみんな興味を持っておりますので、ちょっと残念な気がいたしております。今回、ほかの予算案も絶対決めなければいけないことでもありますので、否定はいたしません。否決はいたしません、積極的な賛成はできないかと、まだ私はこの若者住宅の移行に関しては少し判断を迷っておりますので、そういう意味では積極的な賛成はできないかなというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。

委員長(菅原和幸君) これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 自分からは、本当もう五、六分だと思えますけれども、12ページの先ほど、これは松永委員が質問しました水産業の負担金補助及び交付金、さけ人工ふ化事業振興支援助成金、この説明欄に書いている事業名を私は自分なりにこういうものであろうかなというふうな思いできたところ、いわゆるふ化場の施設の皆さんが固定資産税の減免についての状況ありやというようなことでもありましたので、というのは今後このふ化事業ということを考えてみたときに、この事業名そのものをそのものらしく自分はぜひありたいな、いわゆるさけ人工ふ化事業振興の支援だということで自分は捉えたいのです。これはどういうことか。というのは、ふ化の升川の場合も、たしかあれは平成の何年だったかな。24年からいわゆるめじか増殖ふ化事業負担金ということで入っていますね。7年になります。ことしもあります。そういう状況において、牛渡にしても、高瀬川にしても、私はいわゆるこうやって育てる漁業の典型でありますから、サケのふ化事業というのは、そういったことから考えてみたときに、あっ、確かに私も今回の滝淵川のふ化場の施設をあのようにならぬご努力があつたと承知しています。だから、もうこの事業を手がけた、そしていろんな協力を得てあのようになつたことに対しては敬意を表したい。すばらしいふ化施設をつくつたね、敬意を表したい。ですが、北海道の皆さんもよく言いますよね。めじかというあのおいしいサケの変り種のおいしいサケですけども、あのサケは滝淵川で放流したサケがそういうふうになっているとは言わない。オホーツクの漁業組合の皆さんも、いわゆる何と言っているかという、月光川水系のサケの稚魚が北上して、アリュेशनとかあこで大きくなって、それでまた帰ってくるときにオホーツクなんかで漁師の皆さんが捕まえるわけです。それにかかっている数多いサケの中でめじかになると。そのめじかの中でも一番多く捕まえたサケの中でも月光川水系が多いねということでもありました。だから、これはあえて牛渡と高瀬川というのは出てこないケースがありますけれども、私はやはりこれからの育てる漁業のこのサケの振興と

いうのはぜひとも升川の滝淵川のこうやってふ化事業だけではなく、遊佐町全体いわゆる月光川水系の振興、そういったものに力を私を入れていくべきではないだろうか、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) まさに委員おっしゃるとおりだと私は思っています。実はめじか振興協議会は、升川だけに使ってくださいというあれではないのです。遊佐町の月光川水系の高瀬川も、箕輪の牛渡も、そして滝淵も一緒にそれめじか協議会のメンバーでありますから、それからしっかりと町としていろんな事業に活用をお願いしたいという形で支給しているわけですから、決して升川だけでめじか振興協議会は担っているのではないと、それぞれ3つの組合が全て加入して、そして一緒にたしか研修も行っていたというふうに思っていますので、それら等はしっかり理解していただきたいと思います。

それからもう一つ、サケのふ化研修会、東日本のさけ・ますの協同組合、富山から北海道、茨城までの漁業者がふ化事業者が遊楽里で研修会をやっていただきました、ことしの9月。

(「本州鮭鱒」の声あり)

町長(時田博機君) 本州鮭鱒、そのときに、いわゆる今の遊佐町の固定資産税、施設を新しくすれば3万円のがもう九十何万円まで上がっているわけですから、その固定資産税の支援の仕方って全国でもまだやっていないのではないという形で非常に他県の皆さんからも北海道の皆さんからも非常によかったね、そういう制度がつくってもらえたならというお話もいただいたように伺っております。私は、今升川のふ化では第一歩目、次やっぱり老朽化しているのは、確かに箕輪もそうです、高瀬川もそうですので、それら等の事業についても国とかいろんな補助金の申請、それから申請業務はほとんど遊佐町役場の担当所管で行いましたので、それら国の申請等についても町は誠心誠意一緒に向かっていきたい、このように思っています。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) まさしく町長言わんとするところで、私も同感です。というのは、10月のサケのつかみ取り、あれなんかも毎年見た情景をまた去年の場合はどうだったかなとか、いろいろ思い出したときに、毎年いわゆる3つのサケの組合の組合員の皆さんが出ておられて、本当に何かきょうだけ体裁的に仲よくなろうかではなしに、本当に何か仲間という意識で皆さん方がサケのつかみ取りのために来られているのだな、そういうのを思ったときに、ああ、この人たちのおかげでサケの卵も食えるし、サケの身もあれいろいろ料理の仕方からすれば、みそかす漬けとかやれば川のサケもおいしいのですよね。そういったことをしたときに、私はただ海の魚だけではなく、やはり育てる漁業ということになれば、これはとわにずっと安定的な技術とふ化技術があれば、サケの状況はいい状況でずっと次世代まで持っていけるなと、行くことができるな、こんなふうに思っております。いろいろと多面的に町長言われたように、直接的なサケのことだけではなく、施設的なこと、そういったことで多面的な支援は、私はこれからぜひお願いしたいものだよな、こんなふうに思っていますので、よろしく願います。

あと、これも二番煎じですけども、同じページで農業費、山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金25万円。例えば日本全国いろいろ何かの折に行くことがあって、それで何々県の場合はこうだ、何々県に行ったらこうですよというもののの中に、畑とか田んぼとか、そういったところに柵が設けられている情景というのは結構あります。ああ、これはタヌキとかイノシシとか鹿も入るのかどうかわからぬけれども、そういったものの害から守ろう、そういったフェンスなのだな、こんなふうに思っていますけれども、やっぱりこれには先ほど松永委員がいろいろとお聞きになっておりましたから再々には申しません。結論的に申し上げます。こういったことが維持管理、また成果と

うか、出すには、それは地域の人、猟友会、そして町、この3者がしっかりとこういったことに対して相互理解を持って取り組まないとなかなかうまくいかないのだという事例もあるらしいのだよね。その辺あたりをぜひお願いしたいなど、ご意見をお聞かせください。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、委員おっしゃられました町地域被害防止協力隊、実施隊ですか、のやっぱりそういったいろんな団体の歯車で持っていないとこれからの被害対策はなかなか難しいという状況だと思います。まず、イノシシなんかも先ほども申し上げましたけれども、全国の例を見ましても里山で2匹見れば、その何倍かは山にはいると。あるいはもう10頭も見れば、もう100頭ぐらいいるのだというような形になって、目撃情報の中ではいわゆるうり坊を連れて、子供を連れてイノシシもいたということですので、そういったのを含めてそういう新しくイノシシでありますとかニホンジカのやっぱり食害というものもいろいろ考えていかなければいけないということで、そういったイノシシとか鹿についても今の被害防止計画つくっていますけれども、その中の該当の害獣に位置づけながら、今後対策をしまいたいというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) そうなのです。鹿がこのごろ新聞紙面にも出ますね。鹿の害とか、見たとか。ことしの10月現在で山新にも出ていましたけれども、六十何件ぐらい鹿の目撃情報がありました。自分も3年間若いときに北海道おりましたから、エゾジカの場合はよく私も見てきました。もうエゾジカの場合もちっちゃいような広葉樹であろうが何であろう、もう雪降って、その中で食べられるものというのは新芽なんかもう食ってしまうのですよね。それから、そういうのがなくなるといういろいろ広葉樹だろうが何だろうが、松だろうが、皮を剥いで皮食うのです。そういったのをたくさん見てきました。そういったことから、やっぱり繁殖力が物すごく強い。鹿もイノシシも強いでしょう。昔は、もういわゆるこの辺だったら熊かなというぐらいの話題性でしたけれども、それ以後もイノシシでしょう。今度鹿ですよ。3大鳥獣ですよ。これがいろいろと元気になって里山におりてきたら、これは大変なこの辺でも被害に及ぶのではないだろうかということを考えたときに、やっぱり小さいうちに、芽は小さいうちに積まなければだめなのだ。私は思う。だから、そういった多様性の中で住民だけではやれない。町だってすべからくやるということではできない。なら猟友会の皆さんからいろいろお手伝いをしていただいて、3者でやっていかないと効率的なものはいねということだと私は思うから、さっき話させてもらいました。そのことでやっぱり遅きにはだめなわけですから、まだ少しそういう気配が感じたねというあたりから動き出さないとなかなかやっぱり広範に広がってしまう。そういうような状況になってからでは遅いのだと思いますから、対策にはよろしくこの時期を逸しない、そういった対応をよろしくお願いします。

終わります。

委員長(菅原和幸君) これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたしました。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 私からもちょっとだけ伺いたいと思います。きょうのは項目が割と少なくて、皆さんほとんどお聞きになってしまって、残っているのがほとんどないという状況の中ですので、ダブるしかない状況にはなっているのですけれども、全く同じ切り口ではなくて、今までにはやられていなかったような質問の仕方であつた方がいいと思います。

まず、12ページの林業費で松くい虫の防除委託料、これも先ほど質問はされておりましたけれども、補正額で3,590万円と随分大きい金額の補正になっているなということをまず考えます。当初予算が3,660万円ほどに対して、同額に近いほどの補正額になっているということで、これは予想以上に松くい虫の被害が出ているからこういふことになったのかなとも思うのですけれども、ただいろいろ話を聞きますと、ことしは割と被害が鎮静化しているという話も聞いております。被害の状況、それからこの場合財源の内訳というふうなことを見てみますと、国県の支出金が400万円だと、そして一般財源、町の予算が3,190万円でありまして、松くい虫関係は圧倒的に町の予算が多いと思います。国県の予算が余りない、1割もないのではないかなとも思うのですけれども、この辺もう少しこの400万円というのは県から来ているのでしょうか。国県と書いてあるので、どっちかちょっとよくわからないのですけれども、多分県ではないかと思うのですけれども、もう少し町の事情を考えた場合に、単純に言えば国県の予算をもっともらうようにならないのかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、この森林景観整備事業については、まず県の県単の事業で県費であります。それが400万円ということでございます。実はこの森林景観整備事業の400万円についても、もともとは荒廃林地の、しかも道路脇の見通しのきかないようなところの森林を整備する補助金ではございましたが、まず町のほうに、これは財源が緑環境税ですけれども、町のほうに今特別にこれを伐倒駆除という形で県のほうで町のほうにいただいているものです。

これでなぜ国費がないかというお話にもなるのですけれども、以前国費のほうは衛生伐という形で国、県を通して町のほうに入っておりました。この割合は非常に大きかったのですが、ちょっと理屈が理論的にこれちょっと納得、私も少し納得できない面もあるのですけれども、この衛生伐という制度が被害率というのがございまして、その土地の被害率が、ちょっと今パーセンテージはつきり思い出せないのですけれども、このパーセンテージをオーバーしてしまうと激甚災害指定になってしまうと、その衛生伐は要綱上、県を通して町に支出しませんよということで、逆に使えないという激甚災害という指定になる割には、それにかわる国庫補助がないというような状況で、非常に町でもそこは28年度からは衛生伐がない状態だと思えました。それが過去2年前の被害量に応じてその衛生伐を支出するかしらないかが決まるものですから、それが被害が29年度から落ち始めましたけれども、まだ衛生伐の対象になっていないという状況です。それで、県のほうでもこの町単で、過去は町単でたしか1億円近くになった年度がありましたけれども、そういった時代も見て、この森林景観整備事業の補助金をこちらのほうにいただいているという状況でございます。ただ衛生伐については、ここ2年で収束してまいりましたので、2年前、来年度、31年度は29年度の被害量で判定することになりますので、31年度からは衛生伐が適用になる予定ということでございます。

以上であります。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 何かこの400万円も県から来ているお金だということのようです。ということになると、松くい虫関係の予算で国から来ている金というのは初めから全然ないということになるのですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

伐倒駆除用には今入っていない状況です。ただし、予防事業として薬剤散布事業を行っておりますけれども、そ

れについては国費が入っているということでございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 私ももう少し詳しく予算書といいますが、計画書のようなものを見ておけばよかったのですが、たしか若干は国費も入っていたような気はします。ですが、町の予算、それから県の補助金なんかも合わせたものに比較すると微々たるものだというような額ではないかと思えます、割合からいっても。そんなことからいって、余りにも国の予算が入っていないというふうにもまず考えられますので、その辺の要望、もっと私は強く要望してもらいたいと思います。もっとも国のお金が全然来ていないという話ではなくて、大まかに捉えれば地方交付税で30億円も金出しているのだから、その中でいろんなところに振り分けて、農林予算に振り分けて、その中でまた松くい虫関係に振り分けてやれば国の金を使っているのだから結局は同じことではないかという話にもなるかもしれませんが、ただ松くい虫ということの被害が余り理解されていないのではないかと思うのです、この状況でいくと。その辺をもう少し町のほうとしても被害状況なり深刻度というもののある程度説明して、予算をいただくような形にしてもらえばいいのかなと思うので、その辺どうなのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 国の金が全く入っていないというのではなくて、実は国有保安林に関しては国の営林局ですか、秋田は局あって、森林事務所で国の機関で庄内海岸の国有保安林に関してははっきり国のお金を使っていたという事でも国に対しては感謝をしなければならぬと思っています。庄内開発協議会で松くい虫等に対する被害への国、県への要望という形でいけば、それは毎年それら等についてしっかりした予算措置を講ずるようという形でのお願いも継続しているわけなのですけれども、ことしはまだ町単では6,000万円ぐらいになりますか。実は酒田は、去年は1億円を超しているとは言いますがけれども、町の財政規模から見れば、うちの町の6,000万円と酒田の1億円ではちょっとその規模的な数字は違うわけでございますけれども、それら等の特別交付税措置にお願いをすると、年度末に特交でやっぱり松くい虫かなり被害出て、それ放置できないものですから、やっぱり今のように冬伐倒しなければならぬ予算的な出動したときにはやっぱり県に対しても年度末の特別交付税措置をしっかりと手当てしていただくような要望もこれからも続けてまいりたいと、これまでもかなり出していただいた実績もありますし、それら等しっかり要望してまいりたい、このように思っています。国は、決して手抜きして遊佐町には使っていないのではなくて、遊佐町の国有保安林については国でしっかりとやっていただいているということ、やっぱりそれについては評価をいたしたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 国の予算も入っているとはいうものの、やはり金額からいけばかなり少ないと、これは確かだと思うので、もう少し予算をいただけるようにしてもらえないかと思えます。

ちょっと話違うのですけれども、私前回海岸線のヘッドランドだとか、砂がとられるというふうなことでちょっと質問しましたけれども、例えばあれなんかの場合だって砂の流出防止というようなことで県の事業だということなわけですけれども、約34年間の長期のスパンで見ただけの場合は、36億円の予算を使うということがほぼ確定しているのだと答弁もいただいておりますので、ざっと流出する砂防止に1年間に約1億円くらいの予算を使うのは今から決まっているという計画もあるわけなので、そのくらい予算もつけるのも、県でもそのくらい予算もつけているので、国だったらもう幾らでもお金があるようなところなので、そこら辺こんな何百万円とかこんなだけもらってきて、消毒剤ですよという話ではなくて、もう少し大きな予算をとってもらいたいなと思うわけです。それは町長に要望します。

それから、もう一つだけなのですけれども、これも先ほど2番委員が言っていましたけれども、デマンドタクシーですけれども、これもかなり大きな額を支払っているようです。今デマンドの利用状況というのはどんな状況なのか、伺いたいと思います。まだ年度の途中ですけれども、どのような状況なのか。

それから、デマンドタクシーがこういうふうに出回ってくると、いわゆる従来のタクシー業界ですよね、普通のタクシー業界、これを利用する人は逆に少なくなるのではないかということは十分考えられるわけです。実際に多分起こっていると思うのですが、その辺は変な話、デマンドはデマンドで大いに利用してもらわなければならないのか、ただの考え方でいいのですけれども、その辺どのように考えるか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、今年度の利用状況については、ちょっと今申しわけありません、資料がなくてですが、昨年度と大体同様では推移していると思います。29年度については1万1,000ちょっとだったのですけれども、ちょっと今数字出てきません。28年度1万1,304、27年度1万537、26年度1万1,247人ということで、大体1万1,000ぐらいのところを推移しているというところ、過去5年を見ますと、ということでございます。

民間タクシーとのバランスということでございましたけれども、デマンドタクシーの運行そのものが民間のタクシー会社さん、商工会さんを通しまして民間タクシー会社さんが入られてデマンドタクシーの運行もされていますので、そこら辺はいろんな交通会議等でもいろいろ協議しながら事業を進めているということでございますので、圧迫という形にはなっていないというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) デマンドの場合は、ドア・ツー・ドアで、こっちの玄関から向こうさんの玄関まで運んでくれるというふうに言われているわけです。それで、町内であればどこからどこまで行っても500円だと、こういうことなわけです。多分一般のタクシーだと500円では行かないと思います。そんなこと、半値以下で運営しているのではないかなとも思われるので、そんな事情から考えてみて、タクシー業界は逆に困っているのかなと思ったりしたものですから、それを伺ったわけですが、ただある意味でいろんな競争の社会にもなっているのは当然なので、となればタクシー業界ももっと何か知恵を出して利益を出すような方式で頑張らなくてはいけないのかなとは思いますが、こんな状況であればタクシー業界はだんだん経営は難しくなるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。何か今答弁ももらったけれども、その辺についての話を何か抜けていたようだったので、いかがですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) すみません。質問の内容がどんなケースだとそういう支障が、タクシーの支障が来すかという内容でよろしかったでしょうか。

10番(斎藤弥志夫君) デマンドの料金は、町内どこまでも500円だから、タクシーだったら最低1,000円はかかるようなところでも500円で運ぶものだから、というふうなことになるればタクシー業界はちょっと競争できないのではないかという話で。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) その点に関しましても、タクシー会社さん、今2社ほどございますけれども、遊佐町のほう

ではそういったタクシー会社さんのほうが入っての運行となっていますので、そこら辺は支障はないと思います。

10番(斎藤弥志夫君) わかりました。

終わります。

委員長(菅原和幸君) これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

6番、赤塚英一委員。

6番(赤塚英一君) 立場上、予算の可否だとか疑義に関してはどうこうというのはなかなか難しいので、そこはできるだけ避けたいと思いますので、少し考え方だけ質問させていただきたいと思います。

午前の質疑の中でも元号に伴うシステム改修の話が出ていました。それにあわせて来年、ちょうどゴールデンウィーク10連休になります。誰か聞いてくれないかなと思って、ずっとここで聞いていたのですけれども、誰も聞いてくれなかったので、少しその辺この10連休に関する考え方教えていただければと思いますけれども、よろしくお願いします。

委員長(菅原和幸君) 6番、赤塚英一委員、補正予算の審査特別委員会でございますので、補正のどこかに関連づけた質問であればお答えできると思いますが。

6番、赤塚英一委員。

6番(赤塚英一君) ですから、元号のシステム変更に伴う状況の中で10連休をどうするのか、これについてお伺いしたいということでお話ししました。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

元号改正等に伴って5月の連休のあり方が国民の祝日に関する法律の改正をもって10連休にするというお話は新聞報道等で伺っております。町としましては職員の休日、ちょっと正確な条例例規名は失念しておりますが、その休日に関する条例がそれに国民の祝日に関する法律に基づいた、その規定に基づいた規定をされております。それに準じた形で休日を付与するという形にしておりますので、改めての検証はしていないところでありますが、そのような運用形態になっていくのだというふうに理解をしております。

委員長(菅原和幸君) 6番、赤塚英一委員。

6番(赤塚英一君) 行政といえどもサービス業の一つでございます。特に住民に対してのサービス業だと思えますので、ここは当然直接生活にかかわる、例えば水道であったり、上下水道であったり、福祉の部分などもあります。これも前代未聞と言ってもいいぐらいの大型の連休でございます。職員の方々もこの大型連休を利用しているような計画を立てる方もいらっしゃると思います。あと、4月以降いろんな形でこの地を離れる、またはこの地へ戻ってくる方のいろんな行政の手続云々で使われる場合もあるかと思います。これは、早目にぜひ対応の方法をじっくり検討していただいて、早目に告知していただければと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) 町のシステムの責任の最終的な確認をさせていただき立場として一言申し上げさせていただきます。

システムがいろんな形の中で進化していく中で、これまでも2000年問題等々もございました。2000年というゼロゼロのときにシステムが誤認識を起こして、いろいろなトラブルが発生するのではないかと、暴走するのではないかと、そんな形でその年を迎えるお正月のときには私もこの役場の中で待機をして、そういったトラブルがもし発生

したときに対応する、そんなことに備えた経験といいますか、記憶がございます。結果としてはそのようなことには至らなかったと。今回の部分についてもこれから法整備される部分も含めて、元号の節目という中でそういったときに連休が重なってくるというような体制にありますので、今のシステムの中できちんと対応していただいておりますので、それらのことを他の関係機関ともしっかりと連携をしながら、確認をしながら対応しなければならないことについては職員等々の連携をとりながら対応してまいりたいと思います。具体的なことでもしありましたら、総務課長のほうからお願いをしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 若干補足をさせていただきます。

先ほどのあえて法律の規定に準じてというお話、言い方をさせていただきました。というのは、もちろん基本は10連休であるべきだと思いますが、各施設においてはいろんな運用の仕方しております。もちろん委員おっしゃるとおりサービスの低下にならないような形で、いわばフレックス、不規則な形での臨時的対応もさせていただいておりますし、また特にインフラ関係の危機管理対応においても警備との連携に基づいて緊急時の対応を今以上な連携体制をとって、そういった緊急事態に対応するというふうな方向をとっていく必要があるかと、対策をとっていく必要があるかというふうに思っております。なお、十分に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 6番、赤塚英一委員。

6番(赤塚英一君) ぜひお願いしたいと思います。10日間も窓口閉めるということになりますので、ぜひその辺住民の方々が行政に対していろんな形で来庁なり連絡なりとるときに連絡がとれないような状況にならないような形で万全を期して対応していただければと思いますし、また誰かが無駄に負担を多く負うような形だけは絶対やめていただければと思っておりますので、ぜひ副町長以下、非常にその辺はベテランの方々がそろっておりますので、ご無理なさらぬようにぜひお願いしたいと思いますし、早目に町民に対しても窓口の対応、広報等をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

終わります。

委員長(菅原和幸君) これで6番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 先ほど齋藤委員への質問に対して答弁保留していた部分がありましたのでお答えしたいと思います。

デマンドタクシーの11月末までの今年度の利用状況は7,187人ということで、前年度が7,640でしたので、450人ほどは少ないですけれども、大体3月年度末までには1万1,000人ぐらいまでは見込めるということでございます。

以上であります。

委員長(菅原和幸君) これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第67号 平成30年度遊佐町

公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時03分)

休 憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

委員長(菅原和幸君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤光弥君) 報告書案文を朗読。

委員長(菅原和幸君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後3時33分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成30年12月7日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸

